

遺言の尊重と 動機の錯誤に基づく遺言の効力否定

中 谷 崇*

目 次

- I. はじめに
 - 1. 「遺言の尊重」とその限界
 - (1) 遺言の尊重
 - (2) 遺言の尊重の限界
- II. 下級審裁判例の分析・検討
 - 1. 遺言における動機錯誤をめぐる下級審裁判例
 - 2. 裁判例の分析
 - (1) 錯誤否定事例
 - (2) 錯誤肯定事例
 - 3. 個別の論点の研究
 - (1) 動機の表示
 - (2) 動機の認定
 - (3) 決定的な動機
 - (4) 真意性の確保
 - (5) 「相手方」の保護
- III. まとめと展望

I. はじめに

本稿は、動機の錯誤に基づく遺言の効力否定の可否を論じる。まず、第一に、遺言の尊重という考え方を検討し、次に、それと対立する動機の錯誤に基づく遺言の効力否定について検討する。

* なかや・たかし 立命館大学法学部教授

1. 「遺言の尊重」とその限界

(1) 遺言の尊重

本稿で用いる「遺言の尊重」という用語は、① 文言に争いのある遺言の解釈において遺言をなるべく有効となるように解釈するという考え方（遺言を有効にする解釈）と② 成立要件を満たした遺言をなるべく有効に維持するという考え方（遺言の有効性維持）の二つの考え方を包含している。

①の考え方は、たとえば、最高裁判決では端的に以下のように表現されている。すなわち、「遺言の解釈に当たっては、遺言書に表明されている遺言者の意思を尊重して合理的にその趣旨を解釈すべきであるが、可能な限りこれを有効となるように解釈することが右意思に沿うゆえんであり、そのためには、遺言書の文言を前提にしながらも、遺言者が遺言書作成に至った経緯及びその置かれた状況等を考慮することも許されるものというべきである¹⁾」（下線筆者）。また学説でもこの点はつとに指摘されている²⁾。

②の考え方は、遺言の特殊性を考慮して遺言の効力否定には慎重さが要求されるというものである³⁾。たとえば、下級審判決でも以下のように説示するものがある。すなわち、「遺言は、遺言者の最終的な意思表示であり、しかも死後においては自らその内容、動機等を説明することができないのであるから、錯誤の認定は慎重になされることが必要である」（下線筆者⁴⁾）。この説示部分では錯誤のみが言及されているが、その立言内容か

1) 最判平成5年1月19日民集47巻1号1頁。最判昭和30年5月10日民集9巻6号657頁も参照。

2) 高野竹三郎「遺言の解釈」早法29巻2・3冊（1953年）308頁など。

3) 青竹美佳「判批」現代民事判例研究会編『民事判例13 [2016年前期]』（日本評論社、2016年）113頁参照（以下「青竹・判批1」とする）。

4) 後述の検討判例②。⑨も参照。また、学説でも、動機の錯誤による遺言の無効が認められることはほとんどない、と言われている（泉久雄＝久貴忠彦＝久留都茂子＝宮井忠夫＝米倉明＝上野雅和＝加藤永一『民法講義8 相続』（有斐閣、1978年）313頁〔泉久雄〕）。ただし、ここでは、家業を継いでくれると思ったが、そうはならなかったという将来事情の錯誤の例が挙げられている。

ら考えて、意思表示の効力否定の規律全般にその射程は及ぶものと考えられる。もっとも、心裡留保、虚偽表示、表示行為の錯誤の場合は、先行する遺言の解釈により有効無効が確定することがほとんどであると考えられるため⁵⁾、実質的に問題となるのは動機の錯誤、詐欺、強迫であろう。

④⑤いずれの考え方にも、遺言を有効とすることで遺言者の最終意思の実現を図るという要請が通底しているとみることができる。

このような遺言の尊重という考え方は、わが国固有のものではない。たとえば、ドイツ民法では、成立した遺言が複数の解釈を許す場合には遺言をなるべく有効となるように解釈するべきである、という条文がある(BGB2084条[遺言を尊重する解釈]⁶⁾)。遺言を尊重する解釈(ドイツ語で wohlwollende Auslegung、ラテン語で benigna interpretatio⁷⁾)というこの原則は、被相続人としては一般に遺言において意図した経済的効果が重要であり、法技術的な方法は重要ではないとの考え方を基礎にしており、通常の場合、その限りで遺言における処分を可能な限り有効となるように解釈することが被相続人の意思に合致する、と言われている⁸⁾。また、さらにさかのぼって古代ローマ法においても favor testamenti(遺言の尊重)という考え方が存在していたと言われている⁹⁾¹⁰⁾。

わが国でも、この格言を援用して、「遺言は人の終意に格別の重きをおくものであり、遺言はできる限り有効なものとして、遺言者の真意の実現

5) 蕪山巖=吉井直昭=小川昭二郎=田中永司=横山長『遺言法体系I [補訂版]』(慈学社、2015年)29頁以下[蕪山巖]。

6) 紙幅の都合上、条文訳は掲げない。

7) 直訳は「(遺言の有効性に)好意的な解釈」とでもなろうか。

8) Leipold, Erbrecht, 23. Aufl, 2022, Rn.385. Lange, Erbrecht, 2011, § 35, Rn.5, 27も参照。Frank/Helms, Erbrecht, 7. Aufl, 2018, § 5 Rn.8 und § 7 Rn.12はこの考え方を「favor testamenti」とも呼んでいる。

9) Zimmermann, Law of Obligation, 1996, P. 720 ; Kaser/Knütel/Lohsse, Römisches Privatrecht, 21. Aufl, 2017, § 8 Rn.13 und § 10 Rn.6 ; 原田慶吉『ローマ法 [改訂]』(有斐閣、1955年)88頁、336頁。

10) favor testamenti の訳語として、原田(前掲脚注9)は「遺言優遇」という訳語をあてている。筆者はさしあたり、「遺言の尊重」という訳語を用いることにする。

に資するように解釈すべきであるとされている（*benigna interpretatio, favor testamenti*）旨の指摘がある¹¹⁾。

(2) 遺言の尊重の限界

このように遺言の尊重という考え方は、ある程度普遍的なものであると見することもできる。他方で、このような考え方には、一定の限界があることも指摘されている¹²⁾。たとえば、③に関しては、遺言をなるべく有効に解釈するという考え方が判例法理だとするのは早計であると感じられる旨の指摘¹³⁾、遺言者の真意が不明な場合にそれでも遺言自体を有効にする解釈に一定の理があることを認めつつも、「解明的解釈の結果、多義性が残る場合、そのうち一方を選ぶことが、立証し得なかった遺言者の真意に反している可能性もある。遺言を有効にすることがすべて遺言者の真意に合致するわけではあるまい。そうであるならば、そうした解釈をせずに法定相続に従うとすべき場合もあるう」との指摘がある¹⁴⁾。

また⑥に関しても、ドイツでは、遺言における錯誤の特別規定が存在し（BGB2078条〔錯誤または強迫に基づく取消〕）、連邦通常裁判所の判決でも動機の錯誤に基づく終意処分取消は否定されてはいない¹⁵⁾。ローマ法源においても、遺言に動機の錯誤があった場合には、一定の要件のもとで当該遺言の効力が阻まれることがすでに認められていた¹⁶⁾。

11) 床谷文雄「遺言法の課題——遺言者の終意はいかなる意味で尊重すべきか」野村豊弘＝床谷文雄編著『遺言自由の原則と遺言の解釈』（商事法務、2008年）4頁参照。後述のように、床谷論文はこの見解に与していない。

12) 床谷（前掲脚注11）4頁参照。

13) 高木多喜男「遺言の解釈」川井健ほか編『講座・現代家族法 第6巻』（日本評論社、1992年）114頁。反証として、最判昭和31年9月18日民集10巻9号1160頁を挙げている。

14) 堀川信一「遺言の解明的解釈の方法と限界について——ドイツ法における示唆理論を参考に——」大東18巻2号（2009年）139頁。

15) 中谷崇「遺言の錯誤——ドイツ民法を手掛かりにした考察——」横浜28巻3号（2020年）参照。

16) 中谷崇「ドイツ民法典における遺言錯誤規定の生成（2）」立命384号（2019年）脚注123参照。

原則として、遺言の尊重という考え方が妥当するとしても、それは無制限のものではないとするならば、その限界を画することが必要となる。このような問題意識に基づき、本稿では、意思表示の効力否定、特に動機の錯誤との関係から、下級審裁判例の分析を通じて、遺言の尊重という考え方に一定の限界を見出すことを目的としている。

なお、民法総則に位置する95条（特に断らない限り、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）に基づく改正前の条文を指す。以下同様とする。）が遺言における財産行為にも適用されることは通説¹⁷⁾や下級審判決も認めるところであるにもかかわらず、単独行為に関する錯誤法の研究は、契約におけるそれと比べると、極めて少ない。もちろん、相応の理由があつてのことだと考えられるが、公正証書遺言作成数が過去10年で漸増していることや¹⁸⁾、法改正によって自筆証書遺言の利用が促進されている状況に鑑みれば¹⁹⁾、現行95条が遺言にも適用可能である以上、このような状況が続くことは望ましくなからう。従って、上記の検討を通じて、遺言の錯誤という観点から現行95条の解釈論に新たな視点を提示することも目的としている。

17) 遺言における身分行為については、大別して95条ただし書を排除するという形で制限的に適用を認める見解（我妻栄『新訂民法総則（民法講義1）』（岩波書店、1965年）306頁、川島武宣『民法総則』（有斐閣、1965年）296頁、幾代通『民法総則〔第2版〕』（青林書院、1984年）277頁）、95条の適用を否定し別の理由により無効を導く見解がある。後者は、①婚姻（742条）や養子縁組（802条）は人の取違ひの場合に無効になるという見解（四宮和夫＝能見善久『民法総則〔第9版〕』（弘文堂、2018年）264頁）、②遺言者の意思欠缺の場合には無効になるという見解（中川善之助＝泉久雄『相続法〔第4版〕』（有斐閣、2000年）560頁）がある。②が無効を導く根拠は意思主義そのものによると思われる（中川善之助「身分行為に於ける意思の欠缺」『身分法に於ける総則的課題』（岩波書店、1941年）182頁参照）。

18) 平成24年では8万8156件であるが、令和3年では10万6028件である（日本公証人連合会ウェブサイト（2023年4月1日閲覧）<<https://www.koshonin.gr.jp/news/nikkoren/yuigon2021.html>>）。

19) 堂蘭幹一郎＝野口宣大編著『一問一答 新しい相続法』（商事法務、2019年）101頁。

Ⅱ．下級審裁判例の分析・検討

ここでは遺言における動機の錯誤に関する下級審判決を分析・検討する。検討の対象とする判決は、先行研究を参考にしたうえで²⁰⁾、平成期以降のもので、かつ判例集およびデータベース（判例秘書 INTERNET、LEX/DB INTERNET）に掲載されているものに限っている。ただし、当事者がどのような錯誤の主張をしているか不明確なものは検討の対象として取り上げていない²¹⁾。また、検討する事案では、当事者が意思能力欠如による無効などの主張をしているものもあるが、錯誤の問題だけを取り上げる。なお、取り上げた事案で錯誤以外の主張に基づく無効・取消が認められているものはない。

1. 遺言における動機錯誤をめぐる下級審裁判例

① 東京地判平成3年3月29日判時1404号96頁

【事実】

遺言者A（在日外国人）は、昭和62年7月14日に、Xを遺言執行者に指定する、Xに複数の土地（本件各土地）の処分権限を授与する、各受遺者への分与・執行費用・葬儀費用を遺産中から控除した全残額及び絵画等をXに遺贈する等の内容の公正証書遺言を作成した（旧遺言）。ところが、昭和63年7月28日に、Aは、旧遺言を撤回する、Bを遺言執行者にする、Bに本件各土地の処分権限を授与する、Bに1億円を遺贈する、Xには中国製の照明器具等を遺贈する等の内容の公正証書遺言を作成した（新遺言）。Aは昭和63年9月10日に死亡した。Bは、平成元年2月7日に、Aの唯一の法定相続人であるY₁に本件各土地の所有権移転登記手続きを行い、同月27日、Y₂（株式会社）との間で本件各土地及びその地上建物を63億円で

20) 遺言の錯誤の判例を紹介するものとして、青竹美佳「判批」『私法判例リマークス54号 2017年 [上]』（2017年）75-76頁（以下、「青竹・判批2」とする）、中里和伸＝野口英一郎『判例分析 遺言の有効・無効の判断』（新日本法規、2020年）100-102頁がある。

21) たとえば、東京地判平成16年9月30日判例秘書L05933950、東京地判平成28年4月8日判例秘書L07131151、東京地判平成30年1月18日判例秘書L07330373である。

売却する旨の契約を締結し、内金15億円を受領するのと引き換えに、仮登記手続きを行った。

Xは、B及び受遺者の一人がAに対して、Xがいわゆる地上げ屋と関係しており、本件土地をいよいよ処分してしまう旨の虚偽の事実を告げ、Aがその旨誤信した結果遺言執行者をBに変更する新遺言をしたとして、新遺言の錯誤無効等を主張し、Y₁ Y₂に対して各登記の抹消登記手続きを請求して訴えた。

【判旨】

東京地裁は、Xが主張する「錯誤がいわゆる動機の錯誤であることは主張から明らかである。しかし、遺言自体の性質に照らし、右のような動機の錯誤が、新遺言の重要な部分の錯誤といえるのかはなほ疑問であるうえ、新遺言書(略)には、旧遺言書を含むこれまでのすべての遺言を撤回して新たに新遺言書を作成する動機は一切表示されておらず、X主張の動機が新遺言による意思表示の要素を構成するとみるのは困難である」(下線筆者)と説示し、錯誤無効の主張を認めなかった。

② 東京地判平成15年3月26日判例秘書L05831329

【事実】

遺言者Aは妻Bとともに新宿区早稲田で総菜等を販売して生計を立てていた。A B夫婦には、長男X、長女Y₁及び二女Y₂がおり、XはCと婚姻した後、昭和52年にはA Bと同居するようになった。平成12年5月3日、AはXから請われて自宅土地建物の相続人をXとする遺言書を作成したが、同年11月1日、宅地建物、預貯金債権その他一切の財産をYらに均分相続させる等の内容の公正証書遺言を作成し、付言事項として以下のような内容を記していた。「私、Aは、㊦親身によく世話をしてくれた長女Y₁と次女Y₂に対し、土地・建物すべて(ただし、売却したときは、その代金すべて)及び預金、現金のすべてを相続させます。/また、長男Xに対しては、一切財産を与えないこと/その理由は、㊧妻Bが病に倒れたとき、介護・世話の一切拒否、葬式も絶対に出席しない等、皆に暴言をはいた。/又、㊨私に対しても、外出中、無断で家の権利証を金庫より持ち出し、勝手に所持した。/その後、㊩X一家は、同じ一軒の家に住みながら、4か月間、一言も話さず、無視し続け、いちじるしい苦痛不安、ストレスを私に与えた。/私の葬式には、Xを絶対出席させないこと。/そして、Xは、相続、祭祀に対して一切口出ししないこと」(記号筆者)。Aは平成13年2月27日に死亡した。

Xは、YらがAに対して真実と異なる事実を述べて、XがAに対して許しがたい行為をしたものとAに思い込ませた結果、Aは錯誤に陥り遺言をしたと主張して、

本件公正証書遺言の無効を主張した。これに対して、Yらは、同遺言はAの希望で作成したもので、Yらは内容に何も関与しておらず、またAに錯誤はないと反論した。

【判旨】

東京地裁はまず次のような一般論を立言する。「㉔ いうまでもなく、遺言は遺言者の最終的な意思表示であり、しかも、死後においては自らその内容、動機等を説明することができないものであるから、遺言が動機の錯誤により無効となることが理論上あり得ないとまでは解し得ないとしても、その認定は慎重になされることが必要である。そのようなことからすると、㉕ 動機の錯誤により遺言が無効となる場合とは、まず、当該遺言の動機が確定され、それについて遺言者に錯誤が存するとともに、遺言者が当該動機となった事実についての真実を知っていたならば（その動機について錯誤が存しなかったとすれば）、そのような遺言をすることは到底あり得ないと誰しもが考えるといった、極めて限定された場合に限られると解すべきである」（記号下線筆者）。次いで、同裁判所は、付言事項記載の内容を、その内容からして、本件遺言の動機であると認定して、㉗のY₁及びY₂が親身に世話をした点について、Aの誤解とは認められない、㉘は、やや一方的な表現とはなっているが、全くの誤解とも言えず、無効をもたらすほどの錯誤とは認められない、㉙は事実でありAになんの錯誤もない、㉚は、多少誇張はあるが、錯誤があるとは認められない、として「本件遺言公正証書における付言事項の内容は、多少一方的ないし表現に誇張のある部分は存するというものの、その動機として記載された事実が存在しないと、その事実の評価ないし受け止め方が著しく偏ったり、不相当であるといった事情は認められないから、本件遺言をするについて、そもそもAに遺言の効力を左右するような動機の錯誤があったとは認められない」（下線筆者）と結論づけ、錯誤無効の主張を認めていない。

③ 東京地判平成17年9月2日判例秘書L06033274

【事実】

遺言者A（秩父市で病院を経営していた医師）には、長女Cと次女Y₁がいる。妻Bは昭和58年1月に他界している。Cとその夫Dとの間には長女であるX₁と長男であるX₂がいたが、Aは平成元年3月27日、Cを代諾者として、X₁X₂と養子縁組をした（Cは平成6年に他界）。Aは肝硬変の悪化から平成13年11月頃入院し、平成14年2月28日以降は八王子のY₁夫婦宅に移り、その後自宅に戻ることはなかった。平成14年9月20日、およそ以下のような内容で公正証書遺言（第1遺言）が作成された。「ア 不動産を含めAの所有する一切の財産をY₁に相続させる。/

イ 養子である X₁ 及び X₂ は、A 名義の資産を不法に領得するなどの著しい非行があったので、両名を推定相続人から廃除する。/ウ 祖先の祭祀を主宰する者として Y₁ を指定する。/エ 遺言執行者として Y₂ (筆者一弁護士) を指定する」(下線筆者)。また、A は同年11月26日、離縁調停を申し立て、同年12月30日には、Xらに対する建物(診療所兼居宅及び隣接倉庫)の明渡請求訴訟を提起し、平成15年1月20日には、Xらを養子及び孫として推定相続人から廃除する旨の公正証書遺言(第2遺言)を作成した。同年4月23日 A は死亡した。Y₂ 及び Y₁ は、遺言に基づき、同年5月2日に各不動産(秩父の土地と倉庫、国分寺の土地建物)の所有権移転登記手続き、9日に秩父の診療所兼居宅の所有権保存登記を行った。

X₁ 及び X₂ は、Y₁ 及び Y₂ に対して、A は Xらが約1億5千万円ないし2億円の金員を不法に領得したという誤信をして本件遺言を作成したとして、本件遺言の無効の確認を求め、Y₁ に対して各不動産の移転登記の抹消登記手続きを求めた。これに対して Yらは、⑦ Xらが金庫の中身を八王子に持参する指示に従わなかった、① XらがAの預金や現金を隠匿・着服したこと、② XらがAの資産管理会社の社員役員を無断で変更したこと、等が動機であると反論した。

【判旨】

東京地裁は Yらの主張に即しておよそ以下のように判断して、YらがAを錯誤に陥らせて遺言をさせたと認めることはできないとして、Xらの錯誤無効の主張を認めなかった。

⑦ について

Y₁の陳述書以外に証拠がなく、客観性に乏しく、Yらの主張を認める証拠はない。

① について

N信託銀行とO銀行の二つの預金口座については、AがX₁にある程度自由な引出しを許可していたこと、預金の減少推移が極端でないこと、X₁が引き出した金銭の一部はX₂の学費に充てられていること(AはX₂を医師にすることを望んでおり、学費の確保も指示していた)、Aは平成13年11月頃まで口座の管理が可能であったこと等を考慮して、X₁が預金を隠匿、浪費したとは言えない。

他方で、Y₂は、Xらが銀行に連絡して、A名義に預貯金等について、Xら以外からの払い戻し請求には応じないで欲しい等を要請したことを主張しているが、Y₁の陳述書には、Aの指示がなければX₁やX₂でも払い戻しができないように金融機関に要請したと逆の事実が記述されている。そうすると、「YらがAに対し誤った報告をし、Aが病状の悪化等によりこれらの報告を十分に調査、検討、確認するだけの気力がないうちに、Xらの不正な預金の引出と浪費があったと誤認した

可能性も十分に考えられるところである。しかし、既にAが他界していることもあり、そうであったと認定するに足りるだけの証拠はない」（下線筆者）。

秩父居宅金庫1（約1億5千万円）及び2（約2億円）内の現金については、XらはAから金庫1の鍵を預かっており、現金を持ち出しうる立場にあったが、預金の浪費の事実が認められないこと等からすると、Xらが金庫の「現金を隠匿した可能性はほとんど認められないというべきである。ただし、Xらが絶対に持ち出した事実はないとまで認定できる証拠もない」。他方で、Y₁あるいはその夫が、居宅金庫の内容物に相当関心があったことは否定できず、Y₁及びその夫は、平成14年8月28日に金庫1の現金がなくなっているのを発見して、十分な調査を経ずに、直ちに預金引き出しを止める手続きをとっている。「以上によれば、Yらは、Aに対し、金庫1の現金がXらにより隠匿された旨を報告するとともに、正確な調査をすることもなく預金についても勝手に引き出しているということを併せて伝えることによって、AのX（筆者—原文は被告）らに対する疑惑の念を煽ろうとした可能性があることも否定し得ないところである。しかし、Yらにそのような意図があったと認定するに足りる証拠はない」。

㊦について

病院の廃業という重要な手続きについてもAはX₁に依頼していたことからすると、Aが資産管理会社の役員をXらに変更することを税理士に依頼したことは、何ら不自然な点は認められない。

「以上によれば、Y₁及びその夫が金庫1または2の現金を隠匿し、これをAにXらの不正行為として報告し、Aをして錯誤に陥らせ本件遺言をさせた可能性を完全に否定することはできない。しかし、Aが他界した現時点においては、本件全証拠によっても、Xらの主張に係る上記Aの錯誤により本件遺言がされたことを、証明された事実として認定することはできない」（下線筆者）。

④ 東京地判平成17年11月29日判例秘書L06034527

【事実】

遺言者Aには、長男であるY₂、二男であるY₃、三男であるX、長女であるY₄、四男であるY₅がいた。Aの夫Bは昭和44年に死亡している。Aは、銀行Y₁に遺言書の作成を相談し、平成元年8月25日に、公正証書遺言を作成した。そこには、東京都三鷹市所在の土地建物をY₄に相続させ、同市所在の別の土地建物をY₃に相続させ、栃木県那須郡所在の土地（本件土地）をXに相続させ、預貯金債権については、債務・経費等を弁済した残余をY₂とY₅に1/2ずつ相続させ、Y₂、Y₅か

ら遺留分減殺請求があったときにはY₃が相続すべき財産から減殺すること等が定められていた。本件土地は昭和44-45年に売買を原因としてAに所有権移転登記がされたが、平成元年6月28日に真正な登記名義の回復を原因としてXに所有権移転登記がされていた。Aは平成13年に死亡した。Y₁は平成13年11月に遺言執行者に就任している。

Xは、㊦ Aは本件土地がAに帰属するとY₁の担当者やY₂から虚偽の説明を受けその旨誤信した、また、㊧ 本件土地は50数万円の価値しかなかったが、900万円と誤信しており、本件土地をXに取得させればY₂、Y₅の各相続分と平等になると誤信したとして、錯誤に基づく本件遺言の無効の確認を求めて提訴した。

【判旨】

東京地裁は、㊦については、まず、AがX主張の誤信をしたこと及び当該錯誤がなければAはXに別の遺産を相続させたはずだと認める証拠はないと判断した。すなわち、Aは、本件土地がBから介護の対価としてXが買い与えられたものであること、兄弟に配慮して便宜的にA名義になっていたこと、Bの意向により本件土地を買い与えられたというXの主張にY₂ら他の兄弟が納得していないこと等本件土地の帰属に関する事情は全て承知しており、そこには何の錯誤もない、と述べて、Aは、「実質的観点からXが取得すべき財産の範囲を決定したというべきであり、本件土地が、厳密にAの財産に属するの否かというような形式的な観点から、Xに帰属させる財産の範囲を決定していたと見ることはできない」(下線筆者)と結論づけた。㊧についても同様にAがX主張の誤信をしたこと及び当該錯誤がなければAはXに別の遺産を相続させたはずだと認める証拠はないと判断した。すなわち、AはY₁担当者から本件土地の一応の評価額を900万円程度と聞かされていたが、A自身は「1万円」にもならないだろう等と述べていたことから、本件土地の価格が低いことを認識しており、また本件遺言は遺留分侵害を想定したものであり、相続人全員の平等を図ったものでもない等の理由から、Aに評価額の誤信がなかったらXに本件土地以外の遺産も相続させていたはずだとは認められないと述べた。

⑤ 東京地判平成18年10月13日判例秘書L06134121

【事実】

遺言者Aには、長女X、次女Y₁及び三女Y₂がいた。Aの夫Bは昭和46年に他界している。Aは、昭和45年に鎌倉の土地約450㎡(本件鎌倉土地)を購入した(B死後Aの単独所有)。AとXの夫Cは、本件土地に共同して家屋を立て同居することを合意し、それぞれ費用負担して昭和37年6月に2階建ての建物(本件鎌倉建

物)を新築した。持分割合はAが26/56、Cが30/56である。なお、Cが本件鎌倉土地を敷地利用することにつき、昭和60ないし62年頃に、AC間で作成日付を昭和47年7月1日とする賃貸借契約書(期間20年)が作成され、平成4年2月ないし平成5年3月頃に同じ日付を作成日とする賃貸借契約書(期間30年)が作られている。なお、XCは海外を含む転勤によりAと継続して同居することは実際には困難であった。昭和63年12月7日、本件鎌倉土地建物に、債務者をC、根抵当権者を株式会社Dとする根抵当権(極度額1100万円)が設定された。平成6年6月頃にそれを知ったと主張するAは共有関係解消や賃貸借契約の解約等の交渉をCと行ったが奏功せず、AC間の関係は悪化した。結局、平成7年9月12日、本件鎌倉土地の50坪分をCに譲渡するというAの提案に対して、Cは本件鎌倉土地建物の売却を前提に更地価格でこれを取得することで共有を解消するという提案をし、Aがこれに同意した。平成8年7月31日、Aは本件鎌倉土地建物の持分を売却し、Cも50坪分の借地権と建物の持分を売却し、受領分はAが5380万円、Cが2500万円であった。Aは平成9年1月31日に、以下のような内容で公正証書遺言を作成した。「a Yら両名に対し、Aの所有する区分所有建物及び敷地権並びに預貯金債権を含む一切の財産を均等の割合で相続させる(本件公正証書第1条)。/b Aは、X夫婦と同居することを前提として、Aが所有していた本件鎌倉土地に、Cとの共有名義で本件鎌倉建物を建築し、同居していたが、X夫婦の海外赴任に伴い同居が不可能となり、㊦土地建物を売却することになった。その際、Cが建物の持分割合による借地権相当額を買主から受領した経緯があったこと、また、Cは、㊧本件鎌倉土地の使用に際して、Aに対し、権利金の支払をせず、土地賃貸借契約の更新に当たり更新料の支払等も一切していないことから、上記権利金及び更新料についてXに対する相続分の前渡があったものとして、Xには財産を相続させないこととする(本件公正証書第2条)」(記号下線筆者)。Aは平成17年2月10日に死亡した。

XはYらに対して、本件遺言のAの動機は明示されているが(㊨)、Cが権利金や更新料の不払いをしたというのは事実と反する(権利金は支払い済み、更新期は未到来、更新料の支払条項の不存在)などとして、Aの動機の錯誤に基づく本件遺言の無効を確認し、Y₁及びY₂に対して、582万円及びその利息の支払いを請求した。Yらは本件遺言の動機は、Cが2500万円もの金員を受領するに至ったことであり、錯誤はないなどと反論した。

【判旨】

東京地裁はおよそ以下のように説示してXの錯誤無効の主張を認めなかった。

Xは、AC間で本件鎌倉土地の賃貸借契約書(地代月額15000円)が作成された

のは昭和60～62年頃であり、それ以前にCは固定資産税などを払うことで賃料に代えてきたと主張するが、この時点以前に、借地契約が成立していたと認定することはできない。また昭和47年7月1日にCからAに137万円が振り込まれているが、借地契約成立は上記時点であり、これを借地権設定のための権利金と認定することはできない。本件遺言でAがXに相続財産を残さなかった最大の理由は、⑦部分であり、「Aが、既に2500万円を得たX夫婦に財産を分ける必要はないと考えていたことは、明白である。そこには、何らの錯誤も認められない」(下線筆者)。

確かに、賃貸借契約書には、Cが権利金137万円を支払った旨の条項が存在するが、Cが借地権の対価として取得した額(2500万円)と比べれば、相当な金額とは認めがたいため、Aに錯誤があったとは言えない。また、最初に作成された契約書によれば、更新期間は20年であるため、昭和47年7月1日を始期とすれば、平成4年7月1日には更新期を迎えたことになる。また、更新料支払いの合意がなくても、Aはそのこと自体に不満を抱いていたと解するのが相当であり、錯誤があったということはできない。「仮に権利金や更新料について、錯誤があったとしても、これらの点を理由として遺言全体を無効とすることは相当ではない。なぜならば、遺言者の死亡後にその真意を解釈しようとする場合、遺言者自らが錯誤の主張をしているわけではなく、現在、その真意を直接本人から確認することもできないのであるから、前提事実の認識について遺言者に軽微な錯誤が認められたとしても、そうした錯誤がなければ、当該遺言はされなかったはずであると安易に断定し、遺言がなかったものとすることは、もはや改めて遺言を作成し直すことができない遺言者の真意にかえて背くことになるからである」(下線筆者)。

⑥ 東京地判平成18年12月21日判例秘書L06135201

【事実】

遺言者Aには法定相続人として、二男Xと長男Yがいる。平成14年9月6日に夫Bは他界している。Aは、平成15年8月26日に、所有する土地の共有持分及びその他一切の財産をYに相続させる等の内容の公正証書遺言(本件遺言)を作成した。本件遺言には「Aは、平成14年6月にBが死亡してからはY夫婦の世話になり、親切に面倒をみてもらって、心から感謝しています。X(中略)には、歯科医になるために相当の教育費等をかけましたし、また、夫の死亡による相続の際に、相続財産である杉並区内の土地をXに取得させました。このような事情を考慮して、この遺言書で定めたような遺言をすることにしました。どうぞ理解してください。」(下線筆者)と付言されていた。ただし、実際にはBは杉並区に土地は所有しておらず、

Xは世田谷区の土地（約170㎡）の借地権及び木造共同住宅2棟を取得していた。またAは、平成14年7月にYに対して2200万円を生前贈与している。Aは平成17年12月25日に死亡した。

Xは、自身が歯科医になったことについてABに多額の費用を出費させた事実はなく、また杉並区の土地を取得したこともないとして、Aの動機の錯誤に基づいて本件遺言の無効の確認を請求した。これに対して、Yは、本件遺言は、AがY夫婦の親切な世話に感謝するなどして作成されたものであり、X主張の点について錯誤があっても、要素の錯誤になりえないなどと反論した。

【判旨】

東京地裁は以下のように説示して錯誤無効の主張を認めなかった。

「遺言は単独行為ということもあり、そのような遺言をした動機については、明確に表示されていない限り、事後に第三者がその真意を確定することは困難であるといわざるを得ないところ、② Aが本件遺言をした動機は、本件遺言中、あるいはそれ以外の本件証拠中にも明確に表示されていると認めることはできず、また、③ 社会通念に照らしても、遺言を行うに際しては、それまでの生活履歴の中の各種出来事を総合的に考慮したうえで、その内容を決しているものと解するのが相当であるから、遺言の動機を一義的に認定することは必ずしも適当といえないものである。しかも、本件において、④ Xが問題とする事実の相違は、いずれも特に付言と題された条項中のものであり、それ自体により法律上の権利関係を画することのない部分に関するものであるから、なおさら、その事実関係に一定の誤解等があったとしても、それをもって、要素の錯誤があり本件遺言全体が無効になると解することは到底できないというほかない。」

「Xが真に主張したいのは、Aがその真意に基づいて本件遺言のような内容の遺言をするはずがなく、Yがすべての絵を書いたうえで、Aにこのような遺言をさせたに違いないという点に尽きるものと考えられるが、④ 本件遺言は公正証書によるものであることも考慮すると、Aがその真意に基づくことなく本件遺言を行ったとは考えがたく、本件において本件遺言の有効性を疑わせるに足りる特段の事情も見当たらないというべきである」（記号下線筆者）。

⑦ 東京地判平成20年5月27日判例秘書L06331316

【事実】

遺言者Aと夫である亡Bとの間には、二女C、二男D、三男Y、四男Xがいる。Bは昭和27年4月に、株式会社Eを設立した。昭和39年に建築されたビルFのうちCの所有部分を除いた部分（本件建物）は未登記であったが、平成13年5月28日に

Bの相続財産に属することが裁判で確定している。Aは、昭和63年3月29日に、「ア Aは、所有するEの株式すべてをXに相続させる。イ Aは、D及びCに対し、それぞれ、500万円を相続させる。ウ Aは、ア及びイに記載する以外の一切の財産をYに相続させる。」という内容で(第1遺言)、平成元年3月24日に、「ア Aは、本日以前に行った遺言をすべて撤回する。イ Aは、Xの子であるGに、500万円を遺贈する。ウ Aは、ア及びイに記載する以外の一切の財産をYに相続させる」という内容で(第2遺言)、平成8年9月20日に、「ア Aは、本日以前に行った遺言をすべて撤回する。イ Aは、Xの子であるGに300万円を遺贈する。ウ Aは、イに記載する以外の一切の財産をYに相続させる。」(第3遺言)という内容で、公正証書遺言を作成した。

Xは、Yが本件建物の所有権がBにあると知りながらE所有のものだとAを誤信させて第1遺言を作成させた、つまり、当該誤信がなければ、株式を相続させるではなく、本件建物持分の1/2を相続させる等の表現になっていたはずであるとして、無効を主張し、第2、第3遺言は第1遺言を前提としている以上、第1遺言と同様に無効であるとして、Yに対して、Aの遺言の錯誤を理由に無効の確認を求めた。Yは、本件建物の所有権がEにあったことは、X含めBの相続人全員の認識だったと反論した。

【判旨】

東京地裁は、第1、2遺言の無効の確認の訴えは、訴えの利益がないという前提に立ちつつも、Xが、第3遺言が第1、2遺言を前提にしていることにより無効だと主張しているため、第1遺言の有効性について以下のように判断している。「第1遺言のアは、Aが保有するEの株式をXに相続させるというものであり、その遺言文言からは、本件建物の所有権の帰属がEに存することを内容とするものとはいえない。/また、本件建物の所有権がEに存することが、Aが第1遺言アの遺言をした動機であるとしても、それが表示されていないのであり、要素の錯誤とはなり得ない」(下線筆者)。

またYが本件建物の所有権がEにないことを知りながらAを誤信させたと主張している点については、「X自身も、昭和63年10月6日に提起した新株発行不存在確認等請求事件において、本件建物をEが所有していると主張していたこと、昭和62年2月20日に作成された遺産分割協議書において、本件建物がBの相続財産として掲載されていないことが認められるのであって、平成7年ころに、Dが主張するまでは、Bの相続人間において、本件建物はEに属すると考えていたことが推認できるのであって、YがAを誤信させたというXの主張は理由がない」(下線筆者)と判断した。

⑧ 東京地判平成25年6月21日LEX/DB25513454

【事実】

遺言者Aには、妻Y₂、長男Y₁、長女Y₃、次女Y₄がいる。昭和56年ころ鍼灸師として働いていたXはその病院の理事であったAが患者として訪れるようになったことから知り合い、XとAは交際するようになった。XAは、金沢市内のマンションで同棲するようになり、平成9年には千葉県に移り、新居を建築して以後同棲している。Aは平成15年1月14日におよそ以下のような内容の自筆証書遺言を残している。金沢市所在の不動産甲を妻Y₂に「相続させる」、金沢市所在の不動産乙を長女Y₃に「相続させる」、東京都渋谷区に所有するマンション丙を長男Y₁に「相続させる」、S銀行とH銀行の預金をXに相続させる、というものである。Aは平成17年5月4日に死亡している。Y₁らは平成18年1月20日に遺産分割協議を行い、S銀行の預金をY₂（約385万円）、Y₁（約1164万円）、Y₃（約914万円）が、H銀行の預金すべて（約503万円）をY₂が取得した。

Xは、Y₁らに対して、遺贈を根拠に不当利得返還請求をした。Y₁らは、甲のうち土地はY₂の所有であり、また乙及び丙は土地建物ともにY₃及びY₁が生前贈与を受けたものであり、これらについて「相続させる」となっているため、本件遺言は錯誤により無効であると反論した。なお、Y₂、Y₃、Y₄は平成20年に、本件遺言の無効を主張して確認訴訟を提起したが、敗訴の判決が確定しているため、Y₁の主張に対してのみ判断されている。

【判旨】

東京地裁は、実際の財産の内容と異なるもののうち、Y₂に甲を相続させるとした点は、Y₂の主張によっても少なくとも同所の建物はAの遺産というのであるから、「不動産を相続させる」とした意思表示に錯誤があるとは言いがたい、と述べ、また、Y₁及びY₃に相続させるとした不動産についても、「本件遺言書の趣旨は、生前に贈与したものを含め、相続人への分配を定めたことをもって『相続させる』と記述したものと解することもできるから、この点も錯誤というほどのものがあるとはいえない」と述べて、錯誤の主張を認めなかった。

⑨ さいたま地判平成27年3月23日判時2284号87頁

【事実】

遺言者A（平成5年頃に全盲になった）は、Yが経営する養護盲人ホームB園に入居していた。Aには、長女のXと長男のCがいる。Xは成年被後見人（平成19年時点で最重度精神遅滞等と診断）であり、昭和62年3月に知的障害者支援施設に

入所している。Cも統合失調症を発症しており、平成4年5月から入院中であった。Aの夫は平成2年に死亡している。Aは平成12年6月に遺言作成を希望し、その内容はB園の職員により書面に記載された(遺言骨子)。同年12月19日に、Aは公正証書遺言を作成した。その際Aが希望する遺言の概略を述べ、上記遺言骨子は公証人に送られている。本件遺言には、遺言者の葬儀費用及び納骨費用を控除した遺産全部をB園に包括遺贈する、遺言執行者をB園とする記載のほか、付言事項として、長女Xと長男Cが、施設の生活や入院生活等で金銭を必要とする場合や死亡した際の葬儀費用や納骨費用を、「私の寄付金から支出して頂くようB園園長にお願いいたします。」という記載があった。Aは平成22年8月14日に死亡した。Aの遺産から葬儀費用等を控除した残額約4082万円をYは利得し、そのうち約2052万円をXはYから受領した。

Xは、Aの真意は遺産をXとCに1/2ずつ相続させ、B園園長がAの預貯金等の財産を管理することになり、そのために上記の付言をした遺言を作成したのに、Aは付言事項が法的拘束力のないものだとは知らなかった、つまり遺産は全てXとCのために使われるものと誤信していたとして、錯誤に基づいて、Yに対して、公正証書遺言の無効の確認を求め、Yが利得した約2029万円及び遅延利息の支払いを求めた。同年12月にはCも死亡し、XがCの財産を相続している。

【判旨】

さいたま地裁熊谷支部は、およそ以下のように述べてXの錯誤無効の主張を認めた。「遺言は、遺言者の最終的な意思表示であり、しかも死後においては自らその内容、動機等を説明することができないのであるから、錯誤の認定は慎重になされることが必要であるところ、錯誤により遺言が無効とされる場合とは、当該遺言における遺言者の真意が確定された上で、それについて遺言者に錯誤が存するとともに、遺言者が遺言の内容となった事実についての真実を知っていたならば、かかる遺言をしなかったといえることが必要である」(下線筆者)。遺言作成の時点でのAの意思は、遺言骨子の内容やAの心情(XCの生活の心配をしていたことなど)等からすれば、XとCが施設生活や入院生活で金銭を必要とする場合には、確実にYによりAの所有金から支出し、またAXCの死亡の際には葬儀を行ってもらい、残額があればこれをYに寄付するというものであり、これに照らせば、「XやCに生活費等が確実に支払われることがAにとって極めて重要であって、少なくともYが、XとCに対し生活費等を支払う法的義務を負わない(XやCは、Yが支払を拒んだ場合、生活費が必要であっても支払を強制して求めることができず、任意の履行を期待できるにすぎない。)と認識していれば、本件遺言をしなかったと認められる」。

⑩ 東京地判平成27年8月31日LEX/DB25532776

【事実】

遺言者Aは、Aの配偶者（昭和62年死亡）と同人の元婚姻相手との間の子であるXを平成15年3月24日に養子にした。平成20年1月30日、公正証書遺言を作成し、姉Bに現金1000万円を遺贈する、C（不詳）に現金500万円を遺贈する、姪Dに上記以外の全財産を遺贈する旨の遺言を残した（遺言1）。翌年AはDを養子にしているが、平成24年3月9日には離縁している。平成22年9月16日、公正証書により遺言1のCに関する部分を撤回した（遺言2）。平成23年6月22日に、公正証書により、遺言1及び遺言2をすべて撤回し、Y₁に江戸川区所在の4筆の土地及び江戸川区所在の建物甲や預金・積金を遺贈する、Xに対して、江戸川区所在の建物乙の共有持分1/2を相続させる等の遺言をした（遺言3）。その後、平成24年9月27日、公正証書により、遺言3をすべて撤回する、Xに対して乙の共有持分1/2及びT信金の預金・積金の2/8を相続させる、Y₂に対して、T信金の預金・積金の2/8を相続させる、Y₃に対してT信金の預金・積金の1/8を相続させる、そしてY₁に対して、江戸川区所在の7筆（上記4筆含む）の土地及び甲など上記以外の全財産を遺贈する旨の遺言を残した。以下の付言事項が記載されていた。「この遺言で、Y₁さんに多くの財産を遺贈することにしたのは、頼ることのできる身寄りがない私を平成18年からの長きにわたり世話をし、支えとなってくれたことへの感謝の気持ちからです。また、Y₂さんも、Y₁さんとともに私の食事の世話をしてくれました。ありがとうございます。Y₃さんは、ヘルパーというお仕事のことでありながら、平成21年から、誠実に、変わらぬ態度で従事してくれたことにとっても感謝しております。/Xさんには、平成15年の養子縁組のこともあり、面倒をかけるとの思いから現金を渡しました。Xさんに、私にはXさんから世話を受ける権利はないとの言葉を告げられて以来、心細く余生を過ごしておりましたところ、Y₁さん、Y₂さん、Y₃さんという心強い後見人と養子を得ることができました。私の、この3人への感謝の気持ちを了解し、私のこの遺言で、争いごとにならないことを希望します」。Y₁及びY₂は夫婦でAの家の近くで家電店を営んでおりAの病院への送り迎えや食事の世話をしていた。Y₃はヘルパーでAの世話をしていた。Y₂Y₃は平成24年3月9日にAと養子縁組をしている。

Xは、遺言1の時点で自分を世話してくれる者がBCDだけであると誤信していたため遺言1は無効である、また遺言4の時点で、自分の世話してくれる者がY₁₋₃だけであると誤信していたため遺言4は無効であるなどと主張して提訴した。

【判旨】

東京地裁は、遺言 1 に関する X の主張について「A が遺贈や養子縁組をした動機が上記のような一義的で単純なものであったことを認めるに足りる証拠はないし、仮に A が上記のように考えて遺言や養子縁組をしたとしても、それが A の誤信であつたと認めるに足りる証拠もない。」なお、X 主張の錯誤は動機の錯誤というべきところ、そもそも、その錯誤について民法 95 条が適用される要件についての主張を欠く」(下線筆者)と述べて、X の請求はいずれも理由がないとして、錯誤の主張を認めなかった²²⁾。

① 東京地判平成 27 年 9 月 30 日 LEX/DB25531374

【事実】

遺言者 A には、妻 B、長男 Y、二男 X₁、X₁ の双子の妹である長女 X₂ がいる。Y は上級公務員として科学技術庁に就職しており、X₁ は、商社に就職した後、昭和 63 年日本共産党中央委員会付属社会科学研究所(社研)に転職した。X₂ は生後すぐに別の夫婦に引き取られ、その子として出生届が出されていたが、平成 24 年 1 月 25 日、戸籍訂正の許可の審判が確定し、同年 2 月 1 日、X₂ の父母が A B だと戸籍が訂正された。

A は、兵庫県小野市で「東播産業」を経営して金物業を営んでいたが、A は、昭和 63 年頃に、X₁ に対して社研を辞めて東播産業を継ぐよう求めたが、拒否された。平成 3 年頃、A は Y に東播産業を継ぐことを求め、Y は近々公務員を辞めて帰郷し、継ぐことを申し出た。そこで A は、平成 3 年 12 月 8 日に、「一. 土地、家屋、株、(中略) 全財産の総ての 1/2 を妻の B に相続させます。」(第 1 項)「二. A は長男 Y を遺言者の経営する東播産業(株)の後継者と定め、会社の株を含む後の 1/2 を Y に相続させます。」(下線筆者)(この部分を「本件遺言」という)という内容の自筆証書遺言を作成した。A は、平成 4 年頃、Y のために A 宅隣地に居宅を建築したが、その後 Y は、東播産業が赤字であることを知り、帰郷にはリスクがあると考え、先延ばしにしていた(居宅は後に売却)。その後、A は病気を患い、会社の業績も振るわなくなってきたため、Y の助言に従って、金物業の廃業を決め、平成 14 年 12 月に、東播産業は金物業を廃業した。同社の以後の事業は、不動産の賃貸のみとなった。平成 17 年 9 月、A は東京の Y 宅隣地に新居を建てて転居し、同年 12

22) 遺言 1 の錯誤無効の可否と、遺言 4 のそれは同じではないはずだが、なぜか遺言 1 について判断されている。

月14日に東播産業は本店所在地が東京都杉並区に変更された。なお、平成22年4月12日、Yが同社の代表取締役役に就任する旨の登記がされている。Aは平成21年1月7日に死亡した。

Xらは、Yには東播産業を継ぐ決意が出来ていなかったにも関わらず、その決意ができたとしてAが誤信して本件遺言を行い、この遺言の動機は本件遺言の「長男Yを……後継者と定め」で明示されているので、Aには動機に錯誤があったとして、Yに対して本件遺言の無効の確認を請求した。

【判旨】

東京地裁はまず、最判昭和58年3月18日家月36巻3号143頁を引用し遺言の解釈の一般論を立言する。すなわち、「遺言の解釈に当たっては、遺言書の文言を形式的に判断するだけではなく、遺言者の真意を探究すべきものであり、遺言書のうちの特定の条項を解釈するに当たっても、その文言を形式的に解釈するだけではなく、当該条項と遺言書の全記載との関連、遺言書作成当時の事情及び遺言者の置かれていた状況などを考慮して遺言者の真意を探究し、当該条項の趣旨を確定すべきものである」。

次に、Aは、Yが近々公務員を辞めて帰郷し、東播産業を継ぐと申し出たことから、本件遺言をすることにしたのであって、Yが小野市で金物業を営む東播産業の後継者になると信じたことが本件遺言の動機であったと認定している。そのうえで、Yには実際にそのつもりがあったと認められるため、Aに動機の錯誤があったということは困難であると判断している。また、仮にAにこの点につき動機の錯誤があり、本件遺言上にこれが表示されていると考えたとしても、Aには平成14年12月の金物業廃業までには、Yが帰郷して金物業の東播産業を継がないことが明らかになっていたにもかかわらず、本件遺言の書き換え等を行わず、東京への転居後も維持していること、また、Aは自宅の贈与や転居などの点でも一貫してYを後継ぎとして扱っていたとみることが出来ることから、「Aのこうした本件遺言後の行動に照らせば、Aは、Yが小野市において金物業としての東播産業の後継者となる決意をしたという思い違いがなかったならば本件遺言をしなかったとは認められない」（下線筆者）として、Xの錯誤無効の主張を認めなかった。

⑫ 東京地判平成28年12月7日判例秘書L07133714

【事実】

遺言者AにはX、Yの二人の子がいる。Aの妻は平成20年2月8日に死亡している。平成19年12月19日にAX間でXがAに不動産購入資金4100万円を貸し付けたと

する金銭消費貸借公正証書が作成された。Aは、平成20年1月7日に土地建物（本件不動産）を売買により取得し、同月10日、Aは本件不動産を含むAの一切の財産をXに相続させる旨及び他の相続人が遺留分減殺請求権を行使しない場合にはXに対する上記債務を含むAの債務をすべてXが弁済し他の相続人に負担をかけない旨の公正証書遺言が作成された（本件遺言1）。その後、Aは平成21年6月25日に認知症の診断を受けた。平成22年12月20日、本件遺言1を撤回する旨の公正証書遺言が作成された（本件遺言2）。平成24年9月1日、Aは補助開始の審判を受けてC（弁護士）が補助人に選任された。平成24年5月9日、Aは、本件不動産を含むAの一切の財産をYに相続させる旨の公正証書遺言を作成した（本件遺言3）。Aは、平成24年に、Xに対して、上記の借入債務の不存在確認を求めて提訴したが、翌年12月7日に敗訴が確定している。Aは平成26年1月30日に死亡した。

Xは、YがAにXに対する誹謗中傷を吹き込み、AはXがAの了解のもと行っていた預貯金引き出しを無断で行ったとの妄想を抱き、その結果、本件遺言2が作成され、またアルツハイマー型認知症で判断力等が著しく衰えて、本件遺言1の経緯等を理解できなくなったAにCが本件遺言3をさせたため、本件遺言2、3は錯誤を理由に無効であると主張し、Xは土地建物を取得したとして、所有権移転登記手続きを求めた。

【判旨】

東京地裁は以下のように述べてXの錯誤無効の主張を認めなかった。「遺言が単独行為であって、そのような遺言をした動機や経緯については、明確に表示されていない限り、事後に第三者がその真意を確定することは困難というべき」（下線筆者）である。そして、Aは「Yだけに借金が残ってしまうのはおかしい」等と述べていたことから、Xが無断引き出しをしたか否かの誤解とは無関係に、遺言3をした可能性も指摘でき、その経緯に不自然不合理な点があったとも断定できないと述べ、「本件遺言2や本件遺言3がされた直接的な動機、理由は、遺言そのものからは明らかではなく、この点をもって、Aのどのような経緯で本件遺言2や本件遺言3をするに至ったかを明らかにできず、その経緯や動機に錯誤があったかどうかも明らかではなく、仮にそのような錯誤²³⁾があったとしても、これが各遺言の要素となったものと解し得ず、その錯誤をもって本件遺言2や本件遺言3が無効となると解することはできない」（下線筆者）。

23) 「そのような錯誤」というのはX主張の錯誤ということだろうか。仮にそうだと認定できるのであれば、要素の錯誤にはならないとは直ちには言えないと思われる。

⑬ 東京地判平成29年3月9日判例秘書L07231420

【事実】

遺言者であるAには、長男X₁（平成23年11月に成年後見開始の審判を受け、妻Cが後見人に選任されている）、長女Y、二男X₂がいた。Aの夫であるBは平成12年1月13日に死亡している。Aには、東京都渋谷区の土地建物、千葉県流山市の宅地や預貯金債権等の財産があった。

Aは、以下の5つの遺言を残している。まず、平成20年4月9日に自身の財産のすべてをX₁に相続させる旨の自筆証書遺言を作成した（遺言5。平成25年7月8日検認）。次いで、平成22年3月3日に自筆証書遺言を作成し、Aの所有する土地建物は全部X₁に相続させる旨の遺言を残した（遺言4。平成25年7月8日検認）。ところが、平成23年1月13日には、「親切に面倒見てくれ世話してくれた長女のYに私の財産全部を相続させる」という自筆証書遺言を作成している（遺言3。平成27年4月17日検認）。さらに、平成23年6月20日には、遺言3とほぼ同様の内容の自筆証書遺言を作成し、「X₂家族X₁家族を恨みます」という文言が加えられている（遺言4。平成27年11月11日検認）。最終的にAは、平成23年7月27日に、動産、不動産、預貯金、その他一切の財産をYに相続させる旨の公正証書遺言を残している（遺言1）。遺言1にはおよそ以下のような内容の付言事項があった。㉞平成20年10月に、X₁に請われて788万円を貸し付けたが、いまだ返済してもらえず、貸付日の1か月後に、Cから「他人の親だから関係ない。面倒見ない。」と言われ、生きる気力をなくした、㉟平成22年秋に、右目の視力がゼロになったが、Yを介してCに面倒を見ることを断られたので、Y宅に居住しながら治療を受け、その後、視力が回復したためX₂宅に遊びに行ったら門前払いされ、警察に保護された。その後、X₂夫婦とは一切音信不通である、㊱B存命中から同居するX₁家族やX₂家族とは行き来が少なく、Y夫婦だけが遊びに連れ出してくれた、㊲90歳の頃に、X₁に施設入居を希望したが、無視され、Yが毎週1泊で手伝いに来てくれ、今も世話になっているので、一切の財産は、最後まで面倒をみってくれるYだけに相続させたい、というものである。Aは平成25年4月18日に死亡した。

X₁及びX₂は、YがAの認知症による判断能力等の減退に乗じて虚偽を吹き込み、Aは事実に反することを真実と信じて遺言1を作成し、その動機は付言事項で表示されているとして、動機の錯誤に基づく遺言1の無効を主張して、Yに対して、抹消登記の請求をした。

【判旨】

東京地裁は、遺言1の動機として「付言目録記載の内容が表示され、これが遺言

に係る意思表示の内容になっているとみる余地がある」と認めつつも、以下のよう
に述べて、付言事項でAが体験ないし認識したとされている内容は事実と反するも
のとは言えないとして、Xの錯誤無効の主張を認めなかった。

⑦について、平成22年8月13日付けでAがX₁に贈与した旨のメモが存在する
が、同居していたX₁の要求に一時的に屈して当該メモを作成した可能性は否定で
きず、Aの日記等に照らすとメモ内容がAの真意かは疑わしい。また、Aが返済を
免除する意思を翻意させたと見る余地も多分にある。従って、Aが貸金を返済して
もらえないと述べている点が主要な点で事実と反するとは言えない。④についても
CがAに対して消極的な言動をしていたことが認められ、主要な点において事実
に反するところがあったとは言い難い。⑧について、Xらは、X₂の二男Gの証言に
基づいて、YがAをX₂宅に置き去りにしたと反証する。しかし、当該証言は「曖
昧な内容に終始する不合理なもの」であり、また当時精神的に追い詰められていた
YがAの身の安全について何らの保証もない中でX₂宅にAを放置することは容易
には想定し難い。Yは自身の息子FをしてAをGに託してX₂宅を辞去したと認め
られる。⑨については、平成22年10月31日以降については事実と反しないし、それ
以前の往来等は、遺言1をするにあたり、さして考慮に値しないものになったとみ
るのが相当である。「Aについては面前の話し相手にやや迎合する傾向があったと
いう余地はあるものの、それが殊更虚偽を述べる程度にまで達していたとみるべき
事情は見当たらない」し、公証人によるAの意思確認の状況も考え併せると、Yが
Aの認知症による判断能力等の減退に乗じて虚偽を吹き込む旨をいうXらの主張は
理由がない。

⑭ 東京地判平成29年6月14日判例秘書L07233059

【事実】

遺言者Aには、三男であるX、二男であるYがいる。Aの妻B（平成13年11月7
日死亡）と長男（不詳）はすでに他界している。Aは、平成14年3月22日におよそ
以下のような内容で公正証書遺言を作成した（遺言1）。Yには、千葉市中央区の
宅地及び当該土地上の4階建て建物並びにその土地建物内ある動産、千葉市若葉区
の山林及び当該土地上の2階建ての建物並びに当該土地建物内にある動産、預金
4000万円を、Xには、千葉市中央区の土地及び当該土地上の倉庫並びに当該土地建
物内の動産、千葉市若葉区の二つの宅地及びそれぞれの土地上の2階建ての建物並
びに当該土地建物内の動産、自動車、4000万円を除いた預金全部、その他一切の財
産を相続させるというものである。その後、平成20年1月15日に公正証書遺言によ

り、遺言1のXYへの4000万円の部分を5000万円に修正していたが（遺言2）、平成23年1月13日には公正証書遺言により遺言2を取り消して遺言1の内容に戻している（遺言3）。その後、平成26年6月4日には公正証書遺言により従来の遺言すべてを撤回し（遺言4）、平成26年7月30日に公正証書で、一切の財産をYに相続させる旨の遺言を作成し（遺言5）、付言として以下の点が記載されている。「Xの相続分は無いものとする。Xには、マンションの購入資金や妻Bが他界した際に土地を相続している。この金額で当人の遺留分相当額以上になるからである。／もし私が遺言を残さずに死ぬと、老後ずっと面倒をかけていたY、Yの妻が困ることになるのではないかと考え、以上のような内容にしました。私の死後、Xが連絡を取ってきたとしても、親の最後の提案を無視して遺留分の請求などすることは許しません。少しでも申し訳なかったと思っているのなら、E（筆者—おそらく長男）のお墓にお参り下さい」（下線筆者）。Aは遺言4作成前の平成26年4月15日に肺炎等の理由で入院し、同年6月10日の退院後は医療法人に入所している（Xには知らされていなかった）。この時点での介護認定は要介護3となる見込みであった。同年7月7日にXはA名義での遺産分割協議に関する書面を受けたが、拒否する旨の返信書面を作成して、逆にXに無断でAを転居させたことや、Aの通帳等がなくなっていることなどの説明を求めている。平成26年11月9日にAが死亡し、Yは遺言5に基づきA所有の不動産につき共有者全員持分全部移転登記を行った。

Xは、Xが無断で1000万円を引き出し、Aの見舞いに行かない親不孝者だとYがAに誤信させて遺言4、5を作成させ、また、付言事項のXがマンション購入資金援助を受けた点、Y夫婦がAの世話をした点に誤認があるとして、錯誤などに基づく遺言4、5の無効の確認を求め、また所有権移転登記の抹消登記等を求めて訴えた。

【判旨】

東京地裁は、「遺言は単独行為であり、遺言者の死後においては遺言者が自らその真意を説明することができないのであるから、第三者が事後的に遺言者の真意を確定して遺言に錯誤があると認定することには慎重さが要求されるというべきである」（下線筆者）と一般論を提示し、「Xが1000万円を亡Aに無断で引き出し、またXが亡Aのところへ見舞いに来ない親不孝者であると亡Aが考え、これが亡Aが遺言4及び5の遺言をした動機になっていると認めるに足りる証拠はない」。「遺言5の付言事項によって亡Aが同遺言をした真意が明らかになっていると直ちに認めることもできない上、上記認定事実によれば、Xが亡Bの相続の際に土地を取得している事実については認められる上、YやYの妻が亡Aの世話をしていなかったとはいえないのであるから、仮にXがマンション購入時に資金援助を受けたとされる点

に事実誤認があるとしても、これをもって、亡Aがかかる事実誤認がなければ遺言5をしなかったと認めることはできないというほかない」(下線筆者)と説示して、Xの錯誤無効の主張を認めなかった。

⑤ 東京地判平成29年10月17日判例秘書L07230305

【事実】

遺言者Aには、実子であり長男のX₁及びX₁と婚姻後にAと養子縁組をしたX₂、長女のYがいる。Aの夫Bは平成21年2月22日に死亡している。Aは平成22年10月26日にすべての財産をYに相続させる旨の公正証書遺言を作成し、以下のような付言事項が記載されていた。「1 私と亡夫Bは、長男のX₁が行く行くは親元に戻り、私達の跡を継ぎ親の面倒を見てくれるものと考えていました。そのため、亡夫Bはその財産の大半を長男X₁に相続させ、祖先の祭祀の主宰者に指定する遺言を残しました。しかし、私は、夫Bが亡くなり、その財産の相続手続きをするうち、教育費にでも充てて欲しいと送金したお金で長男X₁が親に内緒でその嫁の実家近くに自宅を購入して居住し、実の親元に戻る気がないことを知りました。私は、本来なら親から財産を貰うことに感謝し、これまで育ててくれた実の親の面倒を見るのが当然と思いますが、長男X₁にはその気がないことを知り、大変ショックを受けました。そればかりか、現在、亡夫Bの財産の相続については、双方が弁護士に依頼し交渉を継続しているものの、その交渉は思うように進まず、いつ解決するか分かりません。現在のところ、お墓は、私が管理していますが、長女Yは他家に嫁いだ身であり、祭祀財産の承継を頼むことはできません。そのため、長男X₁は、亡夫Bの意思を尊重し、私亡き後は、先祖代々のお墓と仏壇などの祭祀財産を守って行って下さい。/2 以上のような夫Bが亡くなった後のその相続をめぐる経緯と、長男X₁のこれまでの言動や態度、及び亡夫Bの遺言では長女Yに対しては金融財産を相続させただけであることなどを考え、私の財産は、その全てを長女に相続させることにしました」(下線筆者)。Aは平成26年9月29日に死亡した。

X₁らは、YがAをX₁から遠ざけ、Yの強い影響下にあったAは、マインドコントロールを受けた状態にあり、YからX₁が親元に戻る気がないなどと繰り返し告げられ、その旨の誤信をしていたとして、錯誤に基づいて遺言の無効の確認を求めて訴えた。Yは②判決⑥の理論を援用して、遺言作成の動機に錯誤があっても遺言作成の意思さえあれば、遺言の成否に影響はない旨の反論をしている。

【判旨】

東京地裁は、「遺言者において、遺言の内容を決定する際に、その動機について

客観的な事実関係の認識に誤りがある中で遺言書が作成されることはあり得るし、その結果、誤った動機に基づいて意思表示がされることもあり得る。そうすると、遺言においても、理論的には、錯誤無効ということもあり得るというべきである」と述べ、「遺言者の死後、相続人において、遺言者の意思表示について錯誤無効を主張できるかについては、これも必ずしも否定されるものではない」と認めつつも、以下のように判断して錯誤無効の主張を否定している。④ AがYにより意思が抑圧された状態で当該遺言を作成した、⑤ Aに自由意思があっても、認識の誤りによって当該遺言を作成した、という2点を論点とし、④については証拠から認められないと判断し、⑤については「XらがAに対し、直接否定的に受け取られるような内容の葉書（筆者—仕事を辞めて東京に戻ることは自身の人生の否定などと記載）を送付していることに照らせば、そのようなXらの態度が、Aの認識するところとなったことは容易に推認され、一方で、Xらは、本件遺言書作成時点で、親元に戻って生活していたことを認めるに足りる証拠はないことに照らせば、Aが、本件遺言作成時に、Xらから面倒をみてもらえないかもしれないという認識を有していたとしても、これを錯誤であるということとはできない（なお、これは、Xらの対応に客観的な問題があったということを示すものではなく、飽くまで、Aがそのように認識したとしても、錯誤の問題が生じないという意味にすぎないことを付言しておく。）」（下線筆者）と説示した。

⑥ 東京地判平成29年12月26日判例秘書L07232538

【事実】

行政書士であった遺言者Aは、18歳のころから双極性感情障害を発症し、平成15年12月20日以降、死亡するまでの間通院治療を受けていた。平成25年2月15日、AはY₂（行政書士。大学のゼミで知り合う。）に対して、求婚のメールを送り、Y₂は、結婚に応じる旨の返信をし、当時小学3年生の息子が自分でものが分かるようになるころまでには結婚しようという話が行われた。Y₂は、すぐに入籍しなかったのは、子の年齢や2回の離婚歴があり慎重になっていたためだと述べている。その後、Aは、平成25年4月19日に、自身の一切の財産を、Y₂に包括遺贈する旨の公正証書遺言を作成した。本件遺言では、Y₁（行政書士）が遺言執行者とされている。なお、事実認定によって、Aは本件遺言当時、躁病相にあった可能性が認められているが、遺言能力の欠如までは認められていない。Aは平成27年4月10日に自宅の火災で死亡した。

Aの唯一の相続人である姉X（Aの隣に住んでいた）は、Y₁及びY₂に対して、

Aは遺言作成当時Y₂にその意思がなかったにもかかわらず同人と婚姻できるものと誤信しており、その動機はY₂へのプロポーズによって表示されていたとして、錯誤を理由に本件遺言の無効の確認を求めて訴えた。

【判旨】

東京地裁は、本件遺言について動機の錯誤が認められる前提として、「本件遺言作成の動機が、客観的な状況に反していたといえる必要があるとともに、その動機が客観的事実と異なることが必要である」が、本件の証拠に照らしても、Aの本件遺言作成の動機を明確に認定することは非常に困難であると述べ、「確かに、前記認定の事実関係に照らせば、Aの本件遺言作成の動機に、Y₂との婚姻の約束があったことが影響している可能性は否定できない。しかしながら、仮に、これをもって本件遺言作成の動機といえるとしても、前記のとおり、Y₂が、本心としてはAとの婚姻をする意思がなかったとの事実を認めることはできない」(下線筆者)と述べて、Xの錯誤無効の主張を認めなかった。

2. 裁判例の分析

(1) 錯誤否定事例

⑨以外の裁判例で錯誤無効が否定されているが、その理由を大別すると、㉞動機不表示型、①錯誤不存在型、㊦要素否定型に分けることができる。㉞は、動機の錯誤が顧慮されるためには動機の表示が必要であるが、その表示が存在しないという理由で錯誤無効が否定されている類型である。①は、錯誤援用者主張の錯誤を遺言者がしていたと認める証拠がないという理由で錯誤無効が否定されている類型である。㊦は、仮に錯誤があるとしても、その錯誤がなければ当該遺言をしなかったとは言えないという理由で錯誤無効を否定している類型である。㉞①㊦のうちの複数に言及する判決もあるが、一応、次の表のように分けることが出来る。

これを見ると、㉞の動機不表示型は、動機が表示されていない点を重視していることは共通しているが、⑥⑫は一般論として動機を第三者が認識できるようにするために動機の「明確な表示」が必要であることを明言して動機の不表示を問題としている一方で、①⑦は動機の表示がないので要素の錯誤にはならないと述べるにとどまる。

【否定例まとめ表】

㊦ 動機不表示型	① ⑥(要素否定にも言及) ⑦ ⑫(要素否定にも言及)	
① 錯誤不存在型	①-1 動機 = 事実一致型	② ④(要素否定と一体的) ⑪(要素否定にも言及) ⑬ ⑮ ⑯
	①-2 援用者主張動機否定型	⑤(要素否定にも言及) ⑩ ⑭(要素否定にも言及)
	①-3 単純錯誤否定型	③ ⑧
㊧ 要素否定型	④ ⑤ ⑪ ⑫ ⑭ ※④以外は補完的に言及されている。	

①の錯誤不存在型は数としては最も多い。この類型はさらに、①-1 錯誤援用者主張の動機を検討の俎上に載せたくえて、その動機と事実は一致しているという動機 = 事実一致型 (②④⑪⑬⑮⑯)、①-2 錯誤援用者主張の動機を当該遺言の動機だとは認定できないという援用者主張動機否定型 (⑤⑩⑭)、①-3 動機を特に問題とせず錯誤援用者が主張する錯誤を認定する証拠が認められないという単純錯誤否定型 (③⑧)、に分けられる。①-2 については、援用者主張の動機を裏付ける証拠（遺言の付言事項での記載など）が全く事実から読み取れず、㊦との境界が曖昧なものもある (⑩²⁴⁾)。

㊧の要素否定型は、これだけが錯誤無効否定の理由として単独で用いられることはなく、補完的な役割しか果たしていない。確かに、①-1 では、当該誤信がないこと及び当該誤信がなければ当該意思表示とは異なる意思表示をしたとは認められないとして要素性と一体で判断しているものがあるが (④)、それ以外では、㊦の⑥⑫、①-1 の⑪、①-2 の⑤⑭のように、仮に援用者主張の動機に錯誤があったとしても、遺言の無効を導かないと

24) ⑭も、Xが無断で金銭を引き出し、またAのところへ見舞いに来ない親不孝者であるとAが誤信していたことを裏付ける直接の証拠は見られないが、付言事項の「少しでも申し訳なかったと思っているのなら」という文言から、「親不孝者である」と思っていたことを基礎づけられなくもない。

して補完的に要素否定に言及しているに過ぎない。

このような下級審判決について、遺言の錯誤無効は「厳格な基準」によって判断されている旨の指摘がある²⁵⁾。しかしながら、判断基準が契約と比べて厳格とは必ずしも言えないと思われる。確かに、②は①部分で厳格な基準が提示されているが、この事件で錯誤不存在という結論を出すのに当該基準が有効に機能しているとは言えない。錯誤無効を否定する判決の理由づけを仔細に見ると、遺言特有の基準が用いられているのではなく、法理論としては錯誤論一般の基準が用いられている。⑦については、動機の表示がなければ錯誤無効が認められないというのは、契約においても同様であり²⁶⁾、遺言特有の基準ではない。⑨も同様である。

①についても基本的に同じことが当てはまる。つまり、錯誤援用者の主張する動機が事実と一致しているとか、それが動機であったと認定できる証拠がないとか、錯誤をしていたと認める証拠がないといったことは、遺言特有の問題ではない。これは法理論としての錯誤論の問題ではなく、事実認定の問題である。実際に、契約においても錯誤が存在しないと判断される事例は複数見られる²⁷⁾。もっとも、遺言の方が事例全体と比べて錯誤不存在型の数が多いとすることができる。そうだとすれば、事実上、遺言においては錯誤無効が認定され難いと評価してもよさそうである。しかし、この「遺言における錯誤の認定の難しさ」は、遺言の場合には表意者たる遺言者がすでに死亡しているために、同人がどのような動機で遺言をしたのかを証拠によって確定することが契約より困難であるという事実認定の問題に

25) 青竹・判批1(前掲脚注3)113頁、青竹・判批2(前掲脚注20)75-76頁。

26) 確かに、契約における錯誤では、動機の表示の有無を問題にせず錯誤無効を認めるものもあるが(最判平成14年7月11日判時1805号56頁など)、多くの判決は何らかの意味での動機の表示を要求している(堀川信一「日本法における錯誤論の展開とその課題(四)」大東70号(2018年)190頁以下参照)。また契約でも明示のみを要求する判決もある(脚注52参照)。

27) 堀川信一「日本法における錯誤論の展開とその課題(三)」大東68号(2017年)214頁以下(217頁)参照。

還元されるのではなからうか。そうだとすれば、基準が厳格なのでなく、錯誤を根拠づける事実の認定が容易ではないという方がより適切であると考えられる。別の見方をすれば、遺言者の動機を確定すること、及び当該錯誤がなかったならば当該遺言をしなかったと言えることが証拠によって立証できるならば、錯誤無効を認めて差し支えないということにならう。

(2) 錯誤肯定事例

⑨の判決はそのような事例であったと言える。遺言骨子及び証拠により確定できるAの心情からAの意思を確定し、実際、Aの意思は付言事項として遺言に記載されていたが、付言には法的効力がなく、それを実現することはできなかったため、Aの意思と遺言内容とが異なっていることを理由に錯誤無効を認めている。Aの真意の解釈にあたり、遺言外の事情を考慮して、付言事項記載内容の意味を明らかにしたものと解することができる。

ところで、ここでの錯誤は、いわゆる法律効果の錯誤と呼ばれる類型である²⁸⁾。これは動機の錯誤だろうか。ドイツ法では、法律効果の錯誤は原則として顧慮されず、特定の要件のもとで内容の錯誤となることがあると言われており²⁹⁾、およそ以下のように区別される。表意者がその意思表示に法律が結び付けている法律効果を錯誤している場合には、顧慮されない動機の錯誤であり（ある者が売買契約を締結するが、給付に瑕疵があれば売主として担保責任を追及されることを知らない場合）、表意者が達成しようとした法律効果が意思表示の構成要素である場合には、この法律効果の誤った観念は内容錯誤である（被相続人が、実際には半血兄弟の子も法定相続人になるのに、全血兄弟の子供だけが法定相続人になると誤解して法定相続が生じると遺言を

28) この分野に関するまとまった研究としては、浜上則雄「民法における法律の錯誤」森義宣編集代表『法と政治の諸問題』（有斐閣、1962年）、上井長久「日本民法における法律の錯誤」明治大学大学院紀要5巻（1967年）、班天可「意思表示における法律の錯誤」博士論文、北海道大学（2014年）<<https://dl.ndl.go.jp/pid/8951704/1/1>>（2023年4月1日閲覧）、大中有信「私法における法律の錯誤再訪」同法68巻7号（2017年）がある。

29) Wertensbruch, BGB AT, 3. Aufl, 2014, § 12 Rn.10.

残す場合 (RGZ70, 391)³⁰⁾。

この基準によれば、Aの錯誤は内容の錯誤ということになろう。では、遺言における動機の錯誤は無効が認められる余地はないのだろうか。以下では、個別の論点研究を通じて、その可能性を追求する。

3. 個別の論点の研究

ここまでの検討で、下級審裁判例では錯誤無効が容易には認められていないという実態が明らかになった。しかし、そこには共通する判断手法を見出すことはできない。ここでは、(1)動機の表示、(2)動機の認定、(3)決定的な動機、(4)真意性の確保、(5)「相手方」の保護、という論点について、上記裁判例をもとに論及し、遺言の動機錯誤がどのような要件のもとで顧慮されるべきかを検討する。

(1) 動機の表示

下級審判決には遺言の動機錯誤においても動機の遺言書での表示を要求するものがある (①⑥⑦⑫)。相手方の存在しない遺言においてそもそも動機の表示は必要なのだろうか、必要であるとしてその意味は那邊にあるのかが問われなければならない。

錯誤論一般においては動機の錯誤が顧慮されるために95条において付加的要件として動機の表示が必要とされていることは衆目の一致するところであり、現行95条2項では明文化されている。最上級審判決によれば、動機は表示されるだけでは顧慮要件として不十分で、意思解釈上、法律行為の内容になっていることが必要である³¹⁾。もっとも、この判決を含め、同様の見解が示されている最上級審判決はすべて契約に関するものであり、

30) Arnold in : Erman, BGB, 16. Aufl., 2020, § 119 Rn.28f. その他、Neuner, AT des BGB, 12. Aufl, 2020, § 41 Rn.89 ; MüKoBGB/Armbrüster, 9. Aufl. 2021, BGB § 119 Rn.90 ; Brox/Walker, AT des BGB, 46. Aufl, 2022, § 18 Rn.18 ; Köhler, BGB AT, 46. Aufl, 2022, § 7 Rn.24 ; Leipold, BGB I, 10. Aufl, 2022 § 18 Rn.22 も同様。

31) 最判平成28年1月12日民集70巻1号1頁。

遺言に関するものは存在しない。また、動機が法律行為の内容になる、ということの法的意味も判例では詳らかにされていない。

学説では、動機錯誤が顧慮されるために動機の表示が必要とされる理由は、通常は表意者の動機を知りえない相手方に不測の損害を被らせないためであると説明されている³²⁾。また、動機が表示されるだけでなく法律行為の内容にもなっていないければならない理由は、情報収集を怠った表意者が負担すべき現実の事実に関するリスクを合意の内容にすることでではじめて相手方に転嫁すること（つまり、意思表示の無効）が正当化されると説明されている³³⁾。これらの考え方によれば、動機の表示ないしその法律行為内容化という付加的要件は、詮ずるところ、相手方の保護のためにあると言ってよい。

ところが、上記のように、単独行為である遺言においては「相手方」というものは存在しない。そうだとすると、動機の表示を問題にすることなく、遺言者の動機に事実との不一致があり、それが錯誤の重要性要件（主観的因果関係と客観的重要性³⁴⁾）を満たせば、錯誤無効を認定してもよいと考えることもできる。では、表示を不要と考えることは妥当だろうか。

この点、遺言の錯誤の特別規定を有するドイツ民法が参考となる。すなわち、BGB2078条〔錯誤または強迫に基づく取消〕は、「(1) 終意処分は、被相続人が表示の内容につき錯誤に陥っていたか、当該内容の表示を全くなすつもりがなかった場合で、かつ同人が事態を知っていたならば当該表示をなさなかったであろうと認められ得る場合に限り、取り消すことができる。(2) 第1項は、被相続人が、ある事情の発生または不発生を誤って想定もしくは期待することによって、または違法な強迫によって、当該処分をすることを決定した場合にも適用される。(3) 122条〔取消者の損害賠償義務〕の規定は適用されない。」と規律している³⁵⁾。第1項で表示行為

32) 我妻（前掲脚注17）297頁。

33) 山本敬三『『動機の錯誤』に関する判例の状況と民法改正の方向（下）』NBL1025号（2014年）44頁など。

34) 四宮＝能見（前掲脚注17）255頁。大判大正3年12月15日民録20輯1101頁。

35) ドイツ相続法研究会「遺言（二）——西ドイツ相続法注解2——」民商103巻5ノ

の錯誤と内容の錯誤、第2項で動機の錯誤(将来事情の錯誤含む)が同一の要件のもとに規律されているが、主観的因果関係だけが要求されており、条文上は動機の表示は要求されていない³⁶⁾。もちろん、動機の表示が相手方の保護のために必要とされるのであれば、相手方のいない遺言では不要であるとも考えることもできる。実際、ドイツでは一般的に遺言での動機の表示は必須ではないし、証明手段も限定はないとされる³⁷⁾。しかし、遺言における動機の錯誤が顧慮されるために因果関係を重視し、なおかつ動機の表示は不要だと解すると、容易に無効が認められてしまうおそれがある。そこで、遺言者の動機の錯誤と意思表示(遺言)との間の因果関係を明確にするための法的手段として動機の表示が必要であると解することができる。動機は、処分それ自体に現れている必要はないが、表示されれば、それは決定的動機として推定される³⁸⁾。この表示された動機を決定的だとみる考え方は、ドイツの学説・判例でも支持されている³⁹⁾。

⑥で「動機については、明確に表示されていない限り、事後に第三者がその真意を確定することは困難であるといわざるを得ない」と述べている点はこの文脈で理解することができる(⑫も同様)。上記で述べた立証困難という遺言特有の事情にもこれでもって対応できる。従って、解釈論とし

ㄨ号(1991年)149頁[松倉耕作]に注解がある。

36) ドイツ民法第一草案では動機の表示要件が規律されていたが、動機が表示されていなくても顧慮する必要がある場合が存在することなどを理由に、第二委員会で条文から落ちている(中谷崇「ドイツ民法典における遺言錯誤規定の生成(3・完)」立命385号(2019年)391-395頁)。

37) MüKoBGB/Leipold, 9. Aufl. 2022, BGB §2078 Rn.38, 67. もっとも、ドイツでは取消権者に当たるか否かも論点であり(BGB2080条[取消権者])、これによっても錯誤の主張が制限されている側面がある(中谷・遺言の錯誤(前掲脚注15)349頁)。なお、わが国では、村田彰「判批」志林93巻4号(1996年)144頁は動機の表示を不要だと解する。

38) BGH NJW 1965, 584; BGH NJW-RR1987, 1412. 中谷・遺言の錯誤(前掲脚注15)337頁参照。

39) MüKoBGB/Leipold, 9. Aufl. 2022, BGB §2078 Rn.38. ちなみに、オランダ民法典でも、動機錯誤に基づく死因処分の取消には表示が遺言書に現れていることが要求されている(BW4:43条2項)。

ては、少なくとも遺言においては因果関係を明確にする要件として動機の表示、それも明示が必要だというべきであろう。また、現行95条2項所定の表示要件もかかる役割・機能のもとで理解できる。

(2) 動機の認定

次に問題になるのは、何をもって遺言者の動機とみるかである。下級審裁判例の中には、付言事項記載の内容を遺言者の動機だと認めたくえて錯誤はないとする判決（②⑤⑬⑮）、援用者主張の動機とは別に遺言以外の証拠から動機を認定している判決がある（④⑪⑯）。これに対して、付言事項記載の内容を直ちに動機とは認めない判決や（⑥⑭）、遺言者の動機を特に認定しないものがある（③⑧⑩）。特に付言事項の扱いをめぐるでは対応が対立している。以下では、まず、動機の表示の法的性質を検討し、次いで、どのように動機を認定すればよいのかを検討する。

動機の表示が「意思表示」であるかに関しては争いがある。戦前の大審院判決の中には、動機が表示され効果意思の内容になっている必要があると述べて動機の表示を意思表示だと考えていると評価できるものがあるが⁴⁰⁾、戦後の最上級審判決では、管見の限り、動機の表示の法的性質を明言したものは存在しない。学説では、意思表示であるという見解と事実行為であるという見解があると言われている⁴¹⁾。前者の見解を採用する場合、特定の性質を持つ合意（売買契約における目的物の性質保証の合意など）だと性質決定されるならば、錯誤の問題とはならないという見解があることから、当該意思表示によって形成された合意は、性質決定されていない合意であ

40) 大判大正8年12月16日民録25輯2316頁。これは、ドイツ民法の影響を受けて内容の錯誤の拡大をして動機の錯誤も顧慮するという当時の通説の見解と一致する。ただし、このように解すると、錯誤を意思と表示の不一致（意思欠缺）ととらえる見解とは整合しない（谷田貝三郎「錯誤と動機」『民法演習Ⅰ』（有斐閣、1958年）137頁）。

41) 潮見佳男『民法（債権関係）改正法の概要』（きんざい、2017年）9-10頁参照。もっとも、堀川信一「民法（債権関係）改正法案における動機錯誤規定について」大東文化大学法学研究所報36号（2016年）24頁以下はこのような見方に異論を提起している。

ると言われている⁴²⁾。

意思表示における効果意思の内容を「法律が、その表意者が欲した事実上の効果を法的効果として、その達成に助力するような内容をもったもの」であるとの考え方に立つ場合⁴³⁾、動機の表示は、法律行為上の義務を生じさせるには至らないものもあるので、その動機が事実と反するならば当該法律行為に拘束されないという効果を意欲するものでなければならないはずだが、それが法律行為の内容になっているならば条件との差が生じないので⁴⁴⁾、意思表示だと考えることは妥当ではない。他方で、錯誤無効という法律効果の発生にとって動機の表示、延いては動機の法律行為内容化を必須の行為であるとするならば、単なる事実行為であると評価することも妥当ではない。そうだとすると、動機錯誤が顧慮されるや否やという文脈では、動機の表示は、準法律行為（法的行為）、特に観念の通知⁴⁵⁾に類するものだと考えるべきだろう。

いずれにせよ、動機の表示が表意者の意思の介在する行為である以上、動機の表示を解釈するにあたっては、意思表示の解釈手法が手がかりとなる⁴⁶⁾。

遺言における動機の表示はどのように認定されるべきか。契約における動機の錯誤では、動機の表示は明示でも黙示でもよいという立場が、判例⁴⁷⁾及び学説⁴⁸⁾において、支配的である。動機の明示と黙示の違いが那辺

42) 佐久間毅『民法の基礎 1 総則 [第 3 版]』(有斐閣、2008年) 162頁。なお、佐久間説は、内容化重視説を支持する立場から合意原因論を支持する立場に代わっている(佐久間毅「保証と錯誤」司研128号(2018年))。

43) 我妻(前掲脚注17) 241頁。

44) それは既成の解除条件と法的には評価されるべきである。

45) 川島武宜=平井宜雄編『新版注釈民法(3) 総則(3)』(有斐閣、2003年) 45頁[平井宜雄] 参照。

46) 法律行為の規定は性質の許す限り準法律行為にも類推適用されるとの見解(川島=平井編(前掲脚注45) 46頁[平井宜雄])からも、このことは根拠づけられよう。

47) 大判大正3年12月15日民録20輯1101頁、最判平成元年9月14日家月41巻11号75頁など。

48) 富井政章『民法原論第一巻 総論(訂正第八版)』(有斐閣、1909年) 368-369頁など多くの学説で支持されている。

にあるのかは、判例で明確に説示するものはなく、学説においても詳らかにされてはいない。この点につき、意思表示における明示と黙示の考え方を援用することが許されよう。すなわち、明示と黙示の差は表示価値の大小という相対的なものであるため、黙示であっても、意思表示としての価値（表示価値）があれば意思表示として認められるべきであるが⁴⁹⁾、言語による表示行為である明示の方が、自然、明確であり表示価値が大きいと指摘されている⁵⁰⁾。この理は、錯誤における動機の表示においても異なるところはないと言わなければならない⁵¹⁾。なお、動機の表示を意思表示だと解する場合には、当然にこの考え方が当てはまる。

下級審判決の中には、錯誤無効の可否を判断するにあたり、動機の明示のみを要求するものがある一方で⁵²⁾、黙示のみを要求する判決というものも、管見の限り、存在しない。また、最上級審の判決においても動機の表示が明示されている必要があることを示唆するものがある。「債務者が反社会的勢力であることが事後的に判明する場合が生じ得ることを想定でき、その場合に上告人が保証債務を履行しないこととするのであれば、その旨をあらかじめ定めるなどの対応を採ることも可能であった。それにもかかわらず、本件基本契約及び本件各保証契約等にその場合の取扱いについての定めが置かれていないことからすると、主債務者が反社会的勢力でないということについては、この点に誤認があったことが事後的に判明した場合に本件各保証契約の効力を否定することまでを被上告人及び上告人の双方が前提としていたとはいえない⁵³⁾」（下線筆者）。この事件では、原告・被告ともに主た

49) 我妻（前掲脚注17）239-240頁。

50) 司法研修所編『増補 民事訴訟における要件事実【第1巻】』（法曹会、1985年）37-38頁。滝沢昌彦「口頭証拠法則をめぐって——意思表示の成立の問題に寄せて——」一法3巻1号（2004年）82頁も、口頭の発言よりも書面化されているものの方が「意思の強さ」が上であると述べている。

51) 賀集唱「契約の成否・解釈と証書の証明力」民商60巻2号（1969年）30頁参照。

52) 東京地判平成7年12月22日判タ926号220頁など。

53) 最判平成28年1月12日民集70巻1号1頁。

る債務者が反社会的勢力でないということを前提にしていたが、表示された動機が、意思解釈上、法律行為の内容になり、意思表示の効力を否定するには、動機の明示(書面での表示)が必要であることを示唆している。

以上のように、動機の錯誤に基づく無効が認められるための動機の表示は、黙示でも構わないが、明示がある場合には、後者が優先し、黙示は明示がない場合の補完的役割にとどまると解するべきである。そして、動機の明示が黙示に優先するという事は、判例においても——無意識的にであれ——前提とされてきたものと考えることができる。

このように考えると、書面化されている等、動機が明示されている場合には、原則として、それを表意者の動機だと考えるべきである。この理は要式性が重視される遺言においては一層妥当する(960条参照)。すなわち、遺言の要式性は遺言者の真意を確保する役割を果たし⁵⁴⁾、「遺言作成時において他人による遺言の修正・変造を防止して遺言の自由を保障する役割を持つだけでなく、解釈との関係では、解釈を限界づけて遺言の実質的修正を防ぐ役割」を担っている⁵⁵⁾。

公正証書遺言においては、遺言者の動機は、付言事項においても表示される⁵⁶⁾。確かに、付言事項には法的効果はないが、遺言者の「最終的な意思や気持ち」の表明であることに変わりはなく⁵⁷⁾、しかもそれが一定の法的手続きに従って公証人によって作成される以上、その動機としての表示価値は大きいと言わなければならない⁵⁸⁾。また、付言事項に「AがBの面

54) 加藤永一「遺言の要式性」山島正男＝泉久雄編『演習民法(相続)』(青林書院、1985年)268頁、板梨喬「判批」判タ1096号(2002年)110頁。

55) 浦野由紀子「遺言の解釈」久貴忠彦編『遺言と遺留分 第1巻 遺言[第3版]』(日本評論社、2020年)359頁。

56) 小瀬保郎「公正証書遺言の実態と問題点」久貴忠彦編『遺言と遺留分 第1巻 遺言[第3版]』(日本評論社、2020年)169頁参照

57) 雨宮則夫＝寺尾洋編著『Q&A 遺言・信託・任意後見の実務』(日本加除出版、2018年)206頁〔佃浩一〕。

58) 反証があるまで完全な証明力を有する(吉井直昭編『公正証書・認証の法律相談[第4版]』(青林書院、2013年)14頁〔吉井直昭〕)。ただし、後述のように、公正証書遺言にお

倒をみないときは法定相続の割合から廃除する」などと記載すると、解除条件と解される余地があることを考えると⁵⁹⁾、全く法的に考慮に値しないと考えることは妥当ではない。自筆証書遺言を入れた封筒への記載（停止条件）と遺言書本文との一体性が認められている事例⁶⁰⁾があることを考えると、なおさらである。このように考えれば、結論は変わらないにしても、⑩は付言事項記載内容が動機であると認定した方が適切であったと考えられる。

ここで問題になるのは⑥である。同判決は、遺言の動機を一義的に認定するのは妥当ではないこと（⑤）、付言は法律上の権利関係を画するものではないこと（③）から、付言事項で明示された動機の重要性を否定する。しかし、動機が多様であることは契約においても同様であるにもかかわらず⁶¹⁾、最上級審の判決においては明示または黙示された動機を手掛かりに錯誤無効が認められることは否定されていない⁶²⁾。また、契約における動機の表示であっても、必ずしも法律上の権利関係を画するわけではない⁶³⁾。以上からすれば、⑥の当該説示部分は妥当ではないと言える⁶⁴⁾。

従って、動機の認定に当たりまずは付言事項を含む遺言書の内容を検証しなければならぬ。確かに、遺言の解釈にあたっては、遺言者の真意を尊

ゝいてもこの付言事項で表示された動機の真正が確保されているかは別の問題である（Ⅱ 3(4)）。

59) 兩宮 = 寺尾編著（前掲脚注57）211頁〔佃浩一〕。

60) 東京高判令和2年7月13日判時2485号36頁。

61) たとえば、財産分与契約の際の考慮事情として、「夫婦間の公平」、「子供の養育」、「財産形成へのお互いの貢献度」、「お互いの資産」、「お互いの健康状態」、「お互いの就業能力」、「お互いの年齢」があることが挙げられている（棚村政行「協議離婚制度に関する調査結果の概要とその法的分析」家庭の法と裁判34号（2021年）10頁）。

62) 最判平成元年9月14日家月41巻11号75頁。差戻審では財産分与契約の錯誤無効が認められている（平成3年3月14日判時1387号62頁）。

63) たとえば、最判平成元年9月14日判決の差戻審（前掲脚注62）では、表意者が自己に課税されないこと、を当然の前提とし、かつその旨を黙示的に表示していたと認定されたが、この「表示」単独で何か法律上の権利関係を画するわけではない。

64) ただし、⑥の結論が直ちに不当であるということにはならない。付言事項で述べられた動機のうち、どの動機が決定的であったか検討することによって同様の結論を導くことは可能である。決定的動機については後述（Ⅱ 3(3)）。

重すべきだという理解が一般的であり⁶⁵⁾、真意の探求に際しては、「遺言書の文言を形式的に判断するだけでなく、遺言者の真意を探求すべき」であり、遺言書以外の諸事情も資料として用いることが認められている⁶⁶⁾ (①も言及している)。しかし、最上級審の判決でも「遺言書の記載自体から遺言者の意思が合理的に解釈し得る本件においては、遺言書に表われていない……事情をもって、遺言の意思解釈の根拠とすることは許されないといわなければならない。」と説示するものがある⁶⁷⁾。この判決に対する評釈でも、無制限に遺言外の事情を援用することは許されない旨が指摘されている⁶⁸⁾。遺言外の事情を無制限に考慮すべきではないという見解は学説でも支配的であり、通説と評価されている⁶⁹⁾。特に遺言が要式行為である点が重視されて、遺言の文言から全くかけ離れた解釈は許されないと解されている⁷⁰⁾。

このような点からすれば、遺言に全く動機が表示されていない場合には動機の認定は当該遺言の動機を明示している物証でもない限り認定すべきではないことはもちろんであるし、動機が表示されている場合には遺言書以外の事情に基づいて遺言者の動機を認定することは、遺言書に書かれている動機が信頼に足らない（虚偽であるなど）ことが証拠により確定できる

65) この点を指摘する文献は枚挙にいとまがないが、さしあたり浦野・遺言の解釈（前掲脚注55）356頁。

66) 最判昭和58年3月18日家月36巻3号143頁。

67) 最判平成13年3月13日家月53巻9号34頁。

68) 浦野由紀子「判批」民商125巻4・5号（2002年）616-617頁。

69) 中川善之助＝加藤永一編『新版注釈民法（28）相続（3）【補訂版】』（有斐閣、1988年）51頁【加藤永一】、蕪山ほか（前掲脚注5）11頁【蕪山嚴】。

70) 来栖三郎「遺言の解釈」民商78巻5号（1978年）576頁、泉ほか・講義（前掲脚注4）310頁【泉久雄】、泉久雄「遺言の解釈」法教5号（1981年）80頁、中川＝加藤編（前掲脚注69）51頁【加藤永一】、伊藤昌司「判批」判タ439号（1981年）164頁、千葉恵美子「錯誤・詐欺・強迫による遺言——その効力と無効・取消を主張できるものの範囲」名法227号（2008年）282頁、浦野由紀子「遺言の解釈」大村敦志＝沖野眞己編『民法判例百選Ⅲ親族・相続【第3版】』（有斐閣、2023年）179頁、浦野・遺言の解釈（前掲脚注55）358-359頁、常岡史子『家族法』（新世社、2020年）470頁、潮見佳男『詳解相続法【第2版】』（弘文堂、2022年）472頁。

など、極めて例外的な場合でなければならぬだろう。なお、⑤のように遺言に複数の動機が書かれている場合には、いずれが決定的な動機であるか確定するために遺言外の事情を考慮することが許されよう。

(3) 決定的な動機

下級審判決の中には、遺言者がすでに死亡していることを重視して錯誤無効に消極的な判決がある（②③⑤⑨⑭）。②はこれを一般論として述べており、その内容は、遺言は最終意思であり、遺言者は死後に遺言の内容や動機等を説明できないから、無効には慎重でなければならない（a部分）、動機が確定されても、当該動機の錯誤がなければ当該遺言をしなかったと、誰もが考えるような限定的な場合でなければならない（b部分）、という点に集約できる。

a部分については、確かに、契約における錯誤とは異なり、遺言においては表意者ではない者が遺言の錯誤無効を主張するため、その認定は慎重である必要がある。しかし、これは上記で論じたように立証の問題である。

b部分については、いわゆる客観的重要性をどう考えるかの問題となる。上記のようにドイツ民法では、確かにBGB2078条〔錯誤または強迫に基づく取消〕に従って、主観的因果関係（当該動機の錯誤がなければ当該遺言をしなかったかどうか）のみが要件として規定されている。これは、遺言自由を考慮して、遺言者の主観的思考法や物の見方を重視すべきだと考えられているからである⁷¹⁾。しかし、そこでの遺言者の動機は何でもよいわけではなく、遺言の単なる原因では足りず、当該遺言をすることを決定づけた意思表示にとって決定的なものでなければならぬと言われている

71) MüKoBGB/Leipold, 9. Aufl. 2022, BGB § 2078 Rn.25. 客観的要件が不要とされた理由は、おそらく終意処分における被相続人の真の意思（錯誤がなければ当該遺言をしなかったであろう意思）の尊重、相手方の不存在、という事情が考慮されたからだと推測される（中谷・生成（3・完）（前掲脚注36）394頁脚注213）。もっとも、学説では、被相続人が思慮分別もってその場合を評価したならば、意思表示をしなかったか否かを考慮することは許されると指摘されている（MüKoBGB/Leipold, a.a.O.）。

る⁷²⁾。確かに、紛争時点で表意者が死亡している遺言の動機錯誤においては、その動機の立証は通常は容易ではない。しかし、遺言者の動機が遺言書で明示されているのであれば、これを基準に当該動機が決定的かどうかを判断することが可能となり、またその必要がある。これは②が述べる錯誤の認定は慎重でなければならないという要請や錯誤無効が限定的でなければならないという要請と両立するものである。従って、客観的重要性は不要であると考え⁷³⁾。実際、⑨（動機の錯誤の事例ではないが）は客観的重要性を不要と解しているように読める。

証拠によって遺言者の決定的な動機が認定でき、それが事実と反するのであれば、むしろ無効を認めない方が遺言者の意思に反すると言えよう。たとえば、ドイツでは次のような見解がみられる。Otte によれば、取消は、確かに、遺言で明らかになっていない被相続人の意思を有効にするのではないが、被相続人の意思とは異なっている処分を除去する限りで、やはりその被相続人の意思に配慮している、と言われている⁷⁴⁾。また、Leipold は、およそ次のように述べて、遺言者が意思欠缺や誤観念に基づいてなされた遺言は正当化されないと言う。すなわち、遺言は、原則として、内容の審査がされずに、被相続人の私的自治による決定への信頼に基づいて有効となる。それは、被相続人の私的自治による決定が遺言の有効性に十分な正当性の保証を与えるためである。しかし、被相続人の意思が当該処分を担っていない場合または意思形成が決定的な点で誤った観念に基づいている場合には、当該処分が内容において正当化されているという点を基礎とすることはできない⁷⁵⁾。

72) BGH NJW-RR1987、1412など。中谷・遺言の錯誤（前掲脚注15）336頁、337頁脚注29、356頁以下参照。

73) 村田（前掲脚注37）143頁も同旨。

74) Staudinger / Otte (2019), BGB § 2078, Rn.8. 千葉（前掲脚注70）277-278頁。

75) MüKoBGB/Leipold, 9. Aufl. 2022, BGB § 2078 Rn.2. 浦野由紀子「遺言の補充的解釈（一）」民商115巻1号（1996年）46頁参照。ここでは、Schmidt-Rimpler の見解を援用して、取消可能性の内的な理由を当該処分の正当性の保証の欠如に見いだし、これで

確かに、②が述べるように、遺言者は死後その動機等を説明できない。しかし、表意者が生存している契約の場合であっても、表意者が——意図的であれ無意識であれ——本当のことを述べるとは限らないのだから、表意者が主張した錯誤が無条件に認定されることはない。結局のところ、裁判においては、要素の錯誤があったことや動機の表示が行われたことが「証拠によって」立証されなければならないことは契約でも同様である⁷⁶⁾。従って、遺言においては、「民法の定める方式に即して表示された確定可能な意思のみが生者の世界で尊重されるに値する。そうでないものは、生者の世界をいたずらに乱さないように、死者とともに埋められても仕方がない。」との割り切りは合理性があろう⁷⁷⁾。

(4) 真意性の確保

下級審裁判例で錯誤無効の可否が争われている遺言の種類はほとんどが公正証書遺言である（自筆証書遺言が争いの対象となったのは⑧⑩のみ）。⑥は、公正証書遺言であるから遺言者の真意に基づくことなく遺言を行ったとは考え難いとして、その真意性が確保されている旨を指摘する⁷⁸⁾。しかし、これも注意深く検討する必要がある。

確かに公証人は、違法・無効な公正証書の作成を避けるため、証書の作成にあたって、囑託人らの陳述等について審査する権限を有し、その範囲は法律行為の実体法上の有効性に及ぶと言われている⁷⁹⁾。しかし、最上級審判決によれば「法律行為の法令違反、無効及び無能力による取消し等の事由が存在することについて具体的な疑いが生じた場合に限って囑託人な

もって、遺言の表示錯誤も動機錯誤も統一的な考え方に還元することができる、という立場が支持されている。Schmidt-Rimpler の見解については、玉田弘毅「シュミット＝リンブラ教授の行為基礎理論について」法論30巻3号（1957年）参照。

76) 大江忠『要件事実民法〔第4版〕』（第一法規、2016年）322頁参照。

77) 伊藤昌司『相続法』（有斐閣、2002年）85-86頁。

78) 青竹・判批1（前掲脚注3）113頁もその旨指摘する。

79) 雨宮＝寺尾編著（前掲脚注57）9頁〔持本健司〕。

どの関係人に対して必要な説明を促すなどの調査をすべきものであって、そのような具体的な疑いがない場合についてまで関係人に説明を求めるなどの積極的な調査をすべき義務を負うものではないと解するのが相当である」としてその限界が画されている⁸⁰⁾。従って、公証人は具体的な疑いが生じない限り、遺言者の動機が事実と一致しているか否かまで積極的に調査をするわけではない。そうであるならば、公正証書遺言であっても付言事項で表示された動機の真実性まで担保されるわけではないため、動機の錯誤に基づいて無効だと判断されるべき場合は十分に考えられる。実際に⑨では公正証書遺言の錯誤無効が認められている。また、ドイツでも最上級審の判決において公正証書遺言であっても錯誤による意思表示の効力否定(取消)があり得ることが認められている⁸¹⁾。

ここで「真意」という用語について整理しておこう。「真意」の意味は多義的である⁸²⁾。つまり、「真意」には、㊦遺言者が実際に有した主観的意思、㊧㊦が認定できない場合に裁判所の規範的判断によって確定される表示の意味、㊨仮定的な遺言者意思、があることが指摘されている。このうち、通常、遺言の解釈において「真意」と言われているものは㊦ないし㊧である。講学上、「表示行為の錯誤」(効果意思と表示行為の不一致⁸³⁾)と呼ばれる錯誤は、この意味の「真意」の解釈の問題として処理されることがある⁸⁴⁾。他方で、遺言における動機の錯誤では、㊨が問題になる。従って、㊦ないし㊧が確定されたとしても、㊨しだいでは、錯誤による意思表示の無効が認められることになる⁸⁵⁾。つまり、公正証書遺言であって

80) 最判平成9年9月4日民集51巻8号3718頁。なお、吉井(前掲脚注58)15頁[吉井直昭]は、陳述内容の真否まで公正証書の完全な証拠力が及ばない旨指摘する。

81) BGH NJW 1985, 2025. 中谷・遺言の錯誤(前掲脚注15)347頁参照。

82) 浦野・遺言の解釈(前掲脚注55)356頁。

83) 四宮=能見(前掲脚注17)247頁参照。

84) 高木多喜男「遺言の解釈」川井健ほか編『講座・現代家族法 第6巻』(日本評論社、1992年)103頁、泉ほか・講義(前掲脚注4)313頁[泉久雄]。

85) 阿部徹「遺言の解釈と要式性の調和」加藤一郎=米倉明編『民法の争点I(総則・物権・親族・相続)』(有斐閣、1985年)251頁。

も確保されている真意は、㊦ないし㊩の意味でのものであり、必ずしも㊨の意味での真意にまで及んではない。そうであるならば、公正証書遺言であっても、動機の錯誤無効が直ちに否定されることにはならない。

もちろん、遺言において動機の錯誤が問題になる場合には、補充的解釈が錯誤の問題に先行するため⁸⁶⁾、遺言を無効とするのではなく、遺言者の仮定的意思を有効にすることも考えられる。この仮定的意思(㊨)の探求に当たっては、いわゆる補充的解釈が用いられることが指摘されている⁸⁷⁾。補充的解釈は、遺言者の誤った事実認識などにより、遺言者が達成しようとした目的にとって適切な手段が選択されていない場合に、この手段を、遺言者の目的にかなった他の手段に代えることを目的とする⁸⁸⁾。補充的解釈によって、真の事態に照らして遺言を維持して遺言者の真の意図を実現することができない場合には、動機の錯誤に基づく無効が問題になる⁸⁹⁾。この場合における真意とは、当該錯誤がなければ具体的にどのような意思表示をしたか、ではなく、当該動機に錯誤がなければかかる意思表示(遺言)をしなかったかどうかで十分であろう⁹⁰⁾。

なお、遺言者の仮定的意思を有効にすることは、遺言者の意思から離れる危険がある上に⁹¹⁾、遺言にも適用がある95条の効果（現行：取消）と一致しないため⁹²⁾、より慎重に行われる必要がある。

(5) 「相手方」の保護

遺言における法的評価においては、相手方の信頼保護や取引の安全に考

86) 泉久雄「遺言の無効」家月30巻10号（1978年）18頁、浦野・遺言の補充的解釈（一）（前掲脚注75）47頁参照。

87) 浦野・遺言の解釈（前掲脚注55）356頁。

88) 浦野由紀子「遺言の補充的解釈（二）」民商法雑誌115巻2号（1996年）230頁。

89) 浦野・遺言の補充的解釈（一）（前掲脚注75）47頁参照。

90) 中谷・遺言の錯誤（前掲脚注15）351頁脚注66。この二つは区別できないという見解もある（MüKoBGB/Leipold, 9. Aufl. 2022, BGB § 2084 Rn.25）。

91) 泉・遺言の無効（前掲脚注86）18頁。

92) 中谷・遺言の錯誤（前掲脚注15）355頁参照。

慮を払う必要がなく、遺言者の保護を主眼とするべきであると指摘されている⁹³⁾。遺言者に重大な過失があっても、95条ただし書きの適用はないという見解もまた考慮に値する相手方が存在しないことを前提としている⁹⁴⁾。

他方で、一度手にした遺産の返還を迫られる受遺者の利益を考慮する必要が全くないとは言い切れないと疑問を呈する見解もある⁹⁵⁾。しかし、相続開始後に受益者に財産が帰属した後、その遺言の有効性を信頼して重要財産を処分した場合は格別⁹⁶⁾、反対給付なく無償で利益を受ける者を有償契約の相手方と同じレベルで保護するのは妥当ではないと考える⁹⁷⁾。

仮に受遺者が保護されるべき場合があるとしても、遺言の内容及び遺言者の動機を知ることができ、かつその動機が事実と一致するかを確認することができた者において、漫然と何もせず遺言の形式的な表示だけを信頼したとしても、保護に値しないと解すべきである。これは現行95条3項1号の根底にある考え方を援用することで根拠づけることができる。すなわち、表意者が錯誤に陥っていることにつき善意・重過失の相手方は保護する必要性に乏しいのだから⁹⁸⁾、遺言の錯誤無効が主張される場合においても遺言者の錯誤について悪意ないし善意・重過失の受益者の利益を考慮する必要性はないと考えるべきである。

93) 泉・遺言の無効(前掲脚注86)17頁。

94) 我妻(前掲脚注17)306頁など多数。仮に適用があるとしても、重過失の認定は契約よりも厳格にすべきだろう。

95) 青竹・判批1(前掲脚注3)115頁、青竹・判批2(前掲脚注20)77頁。同「遺言における錯誤無効について」公証法学37号(2007年)33頁以下も参照。

96) 小林一俊『錯誤法の研究[増補版]』(酒井書店、1997年)118頁は、このような場合には信義則による錯誤主張の制限をすべきだという。

97) ドイツでもこのように考える見解がある(中谷・遺言の錯誤(前掲脚注15)329頁脚注17参照)。

98) 梅謙次郎『民法要義巻之一[訂正増補]』(有斐閣、1910年)227頁など多くの学説が支持しており、現行95条3項1号はこの考え方を明文化している(筒井健夫=村松秀樹編著『一問一答 民法(債権関係)改正』(商事法務、2018年)20頁、潮見(前掲脚注41)10頁、松岡久和=松本恒雄=鹿野菜穂子=中井康之編『改正債権法コンメンタール』(法律文化社、2020年)65頁[鹿野菜穂子])。

また、法定相続人や利害関係人による執拗な説得や欺罔行為を受けて錯誤に陥った上で遺言者が意にそぐわない遺言をした場合には⁹⁹⁾、このような受益者を保護する必要性は一層存在しない。たとえば、受益者主導で作成された公正証書遺言の場合には、遺言者の真意の確認に慎重な配慮が求められることが指摘されている¹⁰⁰⁾。また、そのような受益者は遺言者の錯誤に関して悪意（少なくとも重大な過失がある）だと評価できるので、遺言者の錯誤無効の主張を積極的に認める根拠になることはあっても、妨げる事情にはなりえない¹⁰¹⁾。こう考えた場合、③の結論は疑問が残る¹⁰²⁾。そもそも誘導が認められるような場合には、詐欺と錯誤の中間とみて、因果関係要件の緩和¹⁰³⁾など錯誤無効の認定のハードルを下げる必要があるのではなからうか。

Ⅲ. まとめと展望

ここまで遺言の動機錯誤に関する下級審判決を分析し、批判的に検討を行ってきた。その結論を簡単にまとめると次のようなものである。

遺言における動機錯誤に基づく無効は容易には認められていないが、それはすでにこの世にいない者の錯誤を証拠によって立証するという事実上の難しさに起因する。遺言の動機錯誤無効を認めるにあたっては主観的因

99) 実際に、かくのごとき経緯で遺言が作成されることが増えることを懸念する見解もある（青竹・錯誤無効（前掲脚注95）73頁）。

100) 小瀬（前掲脚注56）172頁。鹿野菜穂子「遺言能力」野田愛子＝梶村太市編『新家族法実務大系第4巻』（新日本法規、2008年）57頁、64-65頁も参照。

101) 契約において相手方が錯誤を惹起した場合に等しく、このような場合にも錯誤無効が認められるとの見解が有力に主張されている（山本・動機の錯誤（前掲脚注33）44頁、松岡ほかコンメンタル（前掲脚注98）69頁〔鹿野菜穂子〕）。

102) そもそもXが主張したのはXが不法領得したとAが誤信したという点であるのに、YがAに虚偽を吹き込んで遺言を作成させたかどうかを問題にしている点も不可解である。Xが不法領得したことが動機になっていることは遺言書から明白であるし、それが誤解であることも立証できているように思われる。

103) 決定的な動機の錯誤でなくても、無効を認める余地があるということである。

果関係を重視すべきである。ただし、動機の表示は、遺言者が錯誤していたことを立証するために要求されるべきであり、その表示は原則として遺言書で明示されたものを手掛かりとすべきである。現行95条2項の表示は遺言においてはこの意味で理解すべきである。動機は何でもよいわけではなく当該遺言をした決定的な動機に限られるべきである。遺言書に記載のない動機や遺言書記載の動機とは異なる動機を遺言作成の決定的な動機とみることは例外的でなければならない。公正証書遺言であるからといって、動機の真実性は必ずしも担保されていない。錯誤者の重過失は原則として問題にならず、むしろ利害関係者に遺言者を誘導して自己に都合のよい遺言をさせていると評価できる場合には、錯誤無効認定のハードルを下げるべきである。このような考え方に立つことが許されるのであれば、契約とは異なる要件で錯誤に基づく遺言の効力否定を判断することが望ましいということになる。

もっとも、筆者は、遺言には相手方がいないのだからもっと容易に錯誤無効を認めるべきである、と主張したいのではない。理論構成に疑問は抱くものの、各裁判例の結論については、受益者が虚偽を述べて遺言を誘導していると評価しうる③を除いて、おおむね異論はない。しかし、「遺言の尊重」に偏した態度で判断をしていると感じられる事案があったことも事実である¹⁰⁴⁾。たとえば、⑤⑬は付言事項記載内容が事実かを認定するにあたり、⑫は錯誤の要素性を認定するにあたり、Y側に有利に判断されているように思われる。また⑥⑭が付言事項で明示された動機をほとんど検証していない点や⑪が遺言後の事情を考慮して要素性を否定している点も疑問である¹⁰⁵⁾。これらについては、本稿で述べた基準を用いても

104) これに関しては、わが国の相続法解釈が「根拠のない一種の信仰を作り出して遺言を神聖視」している旨の批判がある(伊藤昌司「遺言自由の落し穴——すぐそこにある危険」菊池高志=河野正輝編『高齢者の法』(有斐閣、1997年)181頁)。

105) 錯誤の有無や要素性の判断基準は意思表示の時点とすべきであり、後に被相続人が錯誤に気づかず遺言を維持する場合や遺言の維持が同人の評価変更を基礎にする場合には、錯誤が重大ではなかったとは必ずしも言えないと考える(MüKoBGB/Leipold, 9. Aufl. ↗

同様の結論に至りえると思われる。本稿で指摘したように、遺言の尊重という考え方と動機の錯誤に基づく遺言の効力否定は調和しうるものであり、事案に即して効力否定を認めるのにふさわしい実態があるかを重視して予断なく判断されることが望ましいと考える¹⁰⁶⁾。

なお、法定相続人間では遺留分による保護があるため、錯誤による遺言の効力否定を認める意義があるのか疑わしいという意見があるかもしれない。この点につき、次のように考える。まず、実践上の意義として、①のように遺留分のない者が錯誤援用者になる事例では錯誤による遺言の効力否定の可能性を開いておくことが挙げられる¹⁰⁷⁾。そして、より根本的には、遺言法をどのように構想するかという問題に逢着する¹⁰⁸⁾。つまり、遺言者に完全に任意の処分をすることを認めず、法定相続人間の不平等をもたらす遺言を制限することが望ましい遺言法のあり方だと構想し¹⁰⁹⁾、遺言の自由を際限のない自由ではなく、責任ある自由だと解するならば¹¹⁰⁾、たとえば、受益者が欺罔的手段で自身に有利な遺言を作成させた

↘2022, BGB §2078 Rn.53, 64)。

106) たとえば、大阪高等裁判所令和4年9月30日判決・同令和4年（ネ）第852号は、Aが、XYに不動産を1/2ずつ相続させるという公正証書遺言を撤回し、長年Aの世話をしてきたXを相続から廃除し、Yに一切の財産を相続させる旨の新たな公正証書遺言（後件遺言）を作成し、付言事項としてXがAの「介護を理由もなく放棄した」、YがAの「すべての世話をしてくれて」いる等を記載していたが、実際にはXは医師の助言を受けて介護を中断したのであり、またYがAにXが介護放棄した旨の虚偽を述べて遺言を誘導した疑いがある事案であるが、大阪高裁は、遺言書に記載がなくXもYも主張していない動機（AがXの介護方法や介護中断に憤激し、Xと顔を合わせることもない状態が2か月以上続いたこと）をAの動機と認定して錯誤無効を否定しており、理論的にも実態的にも疑問が残る。

107) ただし、現行法においてはこのような者の取消権の有無が問題になる（中谷（前掲脚注15）359頁参照）。

108) 中川＝加藤編（前掲脚注69）19頁以下〔加藤永一〕参照。

109) 伊藤（前掲脚注77）9-10頁。

110) ドイツでは、遺言で顧慮されなかった遺留分権利者が当該遺言を取り消すことが認められている（BGB2079条〔遺留分権利者の不顧慮に基づく取消〕）。遺言における動機錯誤の特別な事例の規律である。たとえば、息子が冒険に出て死亡したものと誤信して遺言が作成された場合である。この条文は、被相続人に与えられている遺言の自由とは、好き勝手な処分をする自由ではなく、責任ある自由、つまり、被相続人が配偶者及び近親者の

と評価できるような場合には、その遺言の有効性を維持することは、遺言者の真意の面からも遺言法秩序の面からも妥当ではないということになる¹¹¹⁾。

最後に、本稿で検討できなかった問題として、遺言者が他者の認識を誤信している場合に錯誤と言えるかどうかがある。たとえば、⑪ではYが後継者になるつもりがあると思っていた、⑮ではX₁が親の面倒を見るつもりがないと思った、⑯ではY₂に結婚するつもりがあると思っていた、という誤信が問題になっていた。これらは、むしろ、将来Yが後継者になること、X₁が親の面倒を見ない状態が将来も続くこと、AとY₂が将来婚姻すること、という将来事情の錯誤が問題となるようにも思われるが¹¹²⁾、今後の課題としたい。

↘ 法定相続権を顧慮し、かつ具体的な事情を誠実に評価して正当な相続の規律 (Erbregelung) をなすだろうとの信頼のもとでの自由であることを明らかにしている、と説明されている (MüKoBGB/Leipold, 9. Aufl. 2022, BGB § 2079 Rn.2.)。

111) 遺言自由が契約自由より制限的であると解する場合 (潮見 (前掲脚注70) 3頁脚注8参照)、遺言における錯誤は契約における錯誤とは別異の取り扱いをし、錯誤法を差異分化していくことが、最終的には望ましいと考える (中谷崇「共通錯誤の歴史的考察——ドイツ法における展開を中心に」私法78号 (2016年) 参照)。

112) 将来事情の錯誤については、さしあたり青竹・錯誤無効 (前掲脚注95) 参照。